

D3

28815

五

高等小學修身書 卷二

女生用

文部省

T

22

(2)

女生用

高等小學修身書 卷二

文部省



# 目 録

|      |                |     |       |                |      |
|------|----------------|-----|-------|----------------|------|
| 第一課  | 建國の精神……………     | 一   | 第十五課  | 公益世務……………      | 九十   |
| 第二課  | 御歴代天皇の御盛徳…………… | 五   | 第十六課  | 公益世務(つゞき)…………… | 九十五  |
| 第三課  | 國民の誠忠……………     | 九   | 第十七課  | 國憲國法(其の一)…………… | 百四   |
| 第四課  | 國體の精華……………     | 十二  | 第十八課  | 國憲國法(其の二)…………… | 百十   |
| 第五課  | 孝……………         | 十七  | 第十九課  | 國憲國法(其の三)…………… | 百十二  |
| 第六課  | 兄弟姉妹……………      | 二十四 | 第二十課  | 國憲國法(其の四)…………… | 百二十  |
| 第七課  | 夫婦……………        | 三十一 | 第二十一課 | 國憲國法(其の五)…………… | 百三十一 |
| 第八課  | 朋友……………        | 三十六 | 第二十二課 | 義勇奉公(其の一)…………… | 百三十九 |
| 第九課  | 恭儉……………        | 四十三 | 第二十三課 | 義勇奉公(其の二)…………… | 百四十三 |
| 第十課  | 博愛……………        | 五十  | 第二十四課 | 皇運扶翼……………      | 百四十九 |
| 第十一課 | 學問……………        | 五十七 | 第二十五課 | 忠孝一致……………      | 百五十一 |
| 第十二課 | 業務……………        | 六十八 | 第二十六課 | 斯の道……………       | 百五十五 |
| 第十三課 | 智能……………        | 七十二 | 第二十七課 | 君民一徳……………      | 百六十一 |
| 第十四課 | 徳器……………        | 八十五 |       |                |      |

高修女二

## 教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹  
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心  
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精  
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝  
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ  
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ  
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天  
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス  
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外  
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德  
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此  
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ  
友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期  
ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム  
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政  
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉  
產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就  
キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ  
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成

跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠  
ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局  
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇  
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣  
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

## 御名 御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ  
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス  
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵  
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ  
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ  
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ  
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ  
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致

セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ  
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ  
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習  
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革  
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ  
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ  
精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ  
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實  
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德



ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ  
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ  
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ  
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛  
共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治  
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ  
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖  
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ  
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

## 高等小學修身書卷二 女生用

## 第一課 建國の精神

皇祖皇宗の我が國をお開きになるに當つては其の規模が廣大で、しかも永遠に亙つて動かないやうになされた。教育に關する勅語に、「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と仰せられてあるのは、此の義をお諭しになつたのである。

天照大神の神勅に、「豊葦原瑞穗國は我が子孫の君たるべき地なり。汝皇孫ゆいて治めよ。寶祚の隆えまさんこと天壤とともあはらに窮あはらなかるべし。」と仰せられてある。此の神勅は實に我が建國の根本精神を明らかに示しになつたものである。神勅にいはゆる寶祚とは、大日本帝國を統治せられる天皇の御位のこ

とであつて、即ち皇位である。天孫降臨以來、御子孫が相繼いで此の皇位にお即きになつて、我が國を統治せられてゐる。我が國に於て君臣の分が定まり、皇位が天地と共に窮のないことは、此の神勅に由つて知られるのである。

皇孫瓊杵尊が神勅を奉じ、諸神を従へて此の國にお降りになる際に、大神は三種の神器を尊にお授けになつて、「此の鏡を視ること我を見るが如くせよ。」と仰せられた。それから三種の神器は御歴代の天皇が踐祚と共に之をお受継ぎになり、皇位の御しるしとなされることとなつた。

瓊瓊杵尊から彦火火出見尊を経て、鷓鴣草葺不合尊まで、御三代の間は日向の高千穗宮におはしまして、靜かに御德をお養ひになつた。それから神武天皇の御代となつたが、天皇は遠く

高修女二

隔つた地方がまだ皇室の御惠に霑はないのをお慨きになり、永く西偏に留つてゐては、天業を盛にすることが出来ないと思し召されて、舟軍を率ゐて東方にお進みになり、遂に大和地方を平定せられ、都を橿原に定めて御即位の禮をお舉げになつた。

高修女二

天皇は都をお定めになる時、詔をお下しになつて、當に山林を披き、宮室を營みて、恭しく寶位に臨みて人民を鎮むべし。かくして上は天神の國を授け給ひし德に答へ、下は皇孫の正を養ひ給ひし心をひろめ、しかる後六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇とせんことまた可からずや。」と仰せられた。又御即位の四年には、「我が皇祖の靈、天より降鑒して、朕が身を光し助け給へり。今諸虜既に平ぎ、海内事なし。天神を祀りて大孝を申ふ

べし。」と仰せられて、霊時を鳥見山とみのやまに立て、皇祖天神をお祀りになつた。

かやうに我が國は建國の規模が宏遠であつて、國初から今に至るまで、萬世一系の天皇が相繼いで君臨せられてゐる。これは實に萬國に比類のないところである。我が國が世界の舊國であつて、しかも國運が年々に進み進んでやまないのは、實に我が建國の精神が時と共に生々發展するがためである。

明治天皇御製

神代よりうけし寶をまもりにて

治めきにけり日の本つ國

樞原のとほつみおやの宮柱

たてそめしより國はうごかず

高修女二

高修女二

## 第二課 御歴代天皇の御盛徳

御歴代の天皇は皇祖の神勅を奉體して、身を正しくし道を行はせられ、民を愛し教を垂れさせられ、以て範を萬世におのこしになつた。勅語に「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられてゐるのは、此の意をお述べになつたのである。

仁徳天皇は或日高い御殿に登つて四方をお望みになつたところがかまどの煙が立上ることがまばらであつたので、人民の窮乏を思ひ召されて詔を下して、三年の間、課役をお除きになつた。それから天皇は衣食の御料を節約せられ、宮垣が崩れてもお造らせにならず、宮殿の屋根が壊れてもお葺かせにならなかつたが、三年の後、再び高い御殿からお望みになると、今

度は炊煙が盛に立上つてゐたので、天皇は皇后に「朕既に富めり。人民の貧しきは朕の貧しきなり。人民の富めるは朕の富めるなり。」と仰せられた。

崇神天皇の詔に「我が皇祖諸天皇等の御位に登らせ給ふは、豈一身の御爲ならんや。蓋し神祇を祭り人民を治めて、天下を經綸し給ふ所以なり。今朕皇位を繼承して人民を愛育す、如何にしてか皇祖の跡に遵ひて、永く無窮の祚を保たん。」と仰せられてある。光格天皇が後櫻町上皇にお贈りになつた宸翰の中に、御自身を後にし天下萬民を先とし、仁惠誠信の心、朝夕晝夜にお忘れにならないことを仰せられてある。又明治天皇の御即位の初の頃の宸翰に「今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕か罪なれば今日の事朕自身骨を勞

高修女二

光格天皇御肖像



掲げよう。

し心志を苦め艱難の先に立古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉して億兆の君たる所に背かざる。へしと仰せられてある。左に御歴代天皇の聖徳の一端をうかゞひ奉るべき御製數首を

高修女二

後宇多天皇御製

いとゞまた民やすかれといはふかな

わが身世にたつ春のはじめは

後醍醐天皇御製

世をさまり民やすかれといのるこそ

わが身につきぬおもひなりけれ

櫻町天皇御製

身の上は何かおもはん朝なく

國安かれといのるころに

明治天皇御製

ちはやぶる神のころを心にて

わが國民を治めてしかな

高修女二

高修女二

### 第三課 國民の誠忠

しづが住むわらやのさまを見てぞ思ふ  
あめかぜあらし時はいかにと

君に忠を盡くすのは、我が國道德の第一義である。皇祖の神勅に本づいて建國の初から君臣の分は嚴として定まり、我等の祖先は皇室に忠を盡くすのを第一の本務とし、世々之を實踐して千古の美風を成して來た。和氣清麻呂楠木正成北畠親房等の事蹟の如きは、實に誠忠の模範である。我等はかゝる美風を受繼いで、時勢に應じて益其の美を發揮しなければならぬ。

我が國は皇祖皇宗が創建せられ、我等の祖先が之を輔翼し奉

り、君民一體となつて國運の隆昌を圖つて來たのである。我等が國を愛する心は、萬世一系の皇位を尊んで君に忠を盡くすところに本づくものである。我が國にあつては忠君と愛國とは全く一であつて、相分れないのである。

我等は國家の獨立と繁榮のためには、全力を盡くして之に當らなければならぬ。萬一我が國威が傷つけられる恐がある時は、國民たる者は身命を捧げて國家を防衛すべきである。これは國家非常の時に於て君に忠を致す道である。

我等は常に平和を愛し、國家の危難を豫め防止して、其の間に國威を保ち、國運を隆昌ならしめるやうに努むべきである。平和を重んずる精神は、文明が進歩すると共に次第に發達した。明治天皇並びに大正天皇の平和に大御心をお用ひになつた

高修女二

ことは、戊申詔書、大正九年平和條約實施の際に賜はつた詔書等について之を拜察することが出来る。今上天皇陛下も其の御志をお受繼ぎになつて、常に平和を重んぜさせられる。我等は此の大御心を奉體して平和のために盡くすべきである。

常時にあつて忠君の道を全うするには、よく我が身を修め、家をととのへ、各其の本分を盡くして我が國運の發展に資するにある。即ち我等が専心自己の業務に勵み、忠實國家の公事に當るのは、常時に於ける忠君の道である。大正天皇の御製に、

としぐにわが日の本のさかゆくも  
いそしむ民のあればなりけり

と詠ませられてある。

我等は祖先以來、世々皇室の御恩澤に浴してゐるものである

高修女二

から、天皇陛下に忠を盡くすのは臣民の本務であるばかりでなく、又報恩の道であることを知らなければならぬ。殊に我が國にあつては、皇室と臣民との關係の由つて來るところが甚だ久しく、國を擧げて一大家族の趣をなし、君臣の間はちやうど家長の家族に於けるが如く、親の子に於けるが如きものがあるから、臣民たる者は、敬愛の誠を盡くして天皇陛下に事へ奉らなければならぬ。雄略天皇の詔にも、「義は乃ち君臣情は父子を兼ね」と仰せられてある。

第四課 國體の精華

皇祖皇宗が國をお肇めになることが宏遠で、徳をお樹てになることが深厚であつて、臣民は常に天皇を尊び、よく父祖に事

へ、心を一にして世々忠孝の美風を成してゐる。これは我が國體の純且美なるところであつて、我が國の教育の本づくところもまたこゝにある。勅語に、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられてあるのは、此の義をお諭しになつたのである。

長い年代の間には、武將が政をほしいままにしたこともあつたが、皇室を尊ぶの念は國民の心から嘗て離れたことはない。皇室の大事に際しては、必ず忠臣が身命を顧みずして之に赴いた。又我が國民は父母に事へてよく孝を盡くし、祖先を敬つて祭祀の禮を厚くした。かやうにして國民は心をあはせて忠



孝に勵み、世々善美な風習を傳へて來たのである。上に萬世一系の天皇相繼いで君臨せられ、道德を本として永遠に我が國をお治めになることと、下に忠良な臣民があつて、皇室に忠を致すと共に、父祖に孝を盡くすこととは我が國體の精華である。さうして我が國教育の淵源もまたこゝに存するのである。大正天皇の御即位禮の勅語に「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と仰せられてある。又今上天皇陛下の御即位禮の勅語にも「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニスレ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてある。これ

高修女二

高修女二

らは皆我が國體の精華をお示しになつたもので、教育に關する勅語の御趣旨を重ねてお諭しになつたものである。即ち君臣の分が永遠に明らかであると共に、其の間に親子の如き情誼があつて、全國がちやうど一家一族の如き趣をなしてゐる。さうして皇室に於かせられては、常に皇祖の神勅に本づき道德に依つて國を治め民を導かれ、臣民は親を仰ぎ慕ふが如き至誠を以て皇室に奉仕してゐる。これは實に我が國體の精華であつて、萬國に比類のないものであるが、同時に社會の理想として最も善美な基礎を有するものである。君民の關係が父子のやうにあることは、東洋の聖人が久しく望んでゐたところである。國家の統治者が道德を以て國を治めて行くことは、西洋の賢者が夙に冀つたところである。我が國體は正しくこ

これらの理想にかなつたものであつて、眞に萬邦無比にして、善美を極めたものと稱すべきである。

古語に「汝みづからを知れ。」とある。自己を知り、自覺を深めて行くことは、人格を修養する上に於て極めて大切である。我等が國民として自國の國體をわきまへるのは、みづからを知ることで、國民としての本務を盡くす上に同様に大切なことである。世界に國をなすものは、各其の國固有の特色をもつてゐないものはない。これは其の建國の基礎を異にし、歴史を異にしてゐるがためである。我等は我が建國の精神と國體の精華とを知り、我が國の特色を發揮し、克く忠に克く孝であつて此の善美な國體をして益、光輝あらしめなければならぬ。かやうにして我等は祖先に對して恥ぢないよい日本人であるとい

高修女二

高修女二

ふべきである。

明治天皇御製

國民はひとつ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

### 第五課 孝

人は此の世に生まれ出ると、先づ父母の厚い慈愛に浴して成長するので、自然と父母に親しみ父母を愛する心が起り、又知らず知らず素直な心も生ずるのである。此の心は他人に對する好意となり、信頼の念となるのである。人の一生に於て大切な徳行は子として父母に事へることから始るものである。古語に「孝は徳の本なり。」とある。明治天皇の御製にも、

たらちねの親につかへてまめなるが  
人のまことの始なりけり

と詠ませられてある。

我が國に於ては古から孝を重んずる美風があつて、孝行の美談が頗る多い。由來我が國社會の一般の人情が敦厚であるのもこれがためであり、それが又國の盛になる基ともなつた。かやうに孝は大切な道であるから、勅語に我等臣民の守るべき道をお示しになるに當つて、先づ第一に「父母ニ孝ニ」と仰せられたのである。我等は常に孝道を守つて聖旨に副ひ奉り、益我が國の美風を發揚することに努めよう。

孝行の道は父母を敬愛し、其の命に従ひ、其の心を安んずるにある。此の心得は終始之を變へないやうにすべきである。子が

まだ幼い頃には父母は元氣であるが、子が成長するに隨つて父母は次第に老いて行くから、子たる者は此の心得を以て一日でも孝養をゆるかせにしてはならない。古人の言に、「樹靜かならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれども親待たず。」とある。我等の成長の後、父母がまだ健かであるのは、子として此の上もないしあはせである。此の時に於て朝夕和氣溫容を以て父母に事へることが大切である。

今から百五十年程前、安永・天明の頃、土佐の土佐郡潮江村にかねといふ孝女があつた。早く母に別れ、父の疊表をうつ業を手傳つて暮してゐたが、二十歳ばかりの時、父は中風の病にかゝつて起き臥しにも苦しげであつたので、かねはかひなく、しく父を介抱し、おぼつかなくも父に代つてみづから疊表をうち、

之を町に賣つて細々と煙を立てた。けれども朝夕の父の食膳には格別意を用ひ、新しい魚や野菜の類などをよいやうに調理してすゝめた。町に出る時は、近所隣に立寄つて父の事を懇に頼んで置き、其の歸りには必ず父の好む物を買求めて來た。もとより家はわびしいあばら家で、戸障子も形ばかりなので、寒い夜は透間を漏る風が烈しかったが、かねは行火を用ひては火事を出す恐があるからとて、衣服など取重ねて父の夜具を暖にし、自分は枕邊にゐて仕事をした。又四季折々につけて草花を竹の筒にさし、時には面白い物語の類を讀みきかせて、父の心を慰めた。かやうにものを讀む中に和歌の心をもおのづと悟つたのであらうか、或秋の夕べ、鳴く蟲の聲々に哀を覺えて、

高修女二

母もなき我にきけとや秋の蟲

てゝいとしとは同じ思よ

と詠んだ。此の地方では父をてゝといひ、蟋蟀の夜寒に鳴く聲をてゝいとしといふのでかやうに思ひつゞけたのであらう。かねの孝心の深いことは世間の人も大方知るやうになつて、或年洪水の時とある寺院に水を避けたが、院主はかねの父をいと懇にいたはり、又かねが町に疊の表を賣りに出た時にも、人々はよい値でそれを買取つた。或大風大雨の日、村の人はかねのあばら家が倒れるだらうと心配して、驅けつけ、かねの父を負つて外に扶け出したが、果して其の後で家が倒れた。其の後、家を建直すことも出来なかつたから、村の世話人が氣の毒に思つてかねに造作の料を贈つた。父はかねの手厚い孝養を

高修女二

受けて病み臥しながらよく七十九歳の高齡を保つたが、其の死後もかねは懇に後を弔つたといふことである。祖父母に事へるには父母に事へると同じく敬愛の誠を盡くすべきである。殊に祖父母には年をとつて耳が遠かつたり手足が不自由であつたりする者が少くないから、孫たる者は一層心を用ひて事へなければならぬ。

祖先を尊崇するのもまた孝の道である。神武天皇が國內を御平定になつた後、皇祖天神を祀つて大孝をおのべになつたのは、御みづから萬世に亙つて模範をおのこしになつたものである。孝道を全うするには、たゞ父母・祖父母を敬愛してよく之に事へるばかりでなく、常に祖先を尊崇して祭祀の禮を厚くし、其の墳墓を大切にしなければならぬ。女子が他家に嫁い

高修女二

だ後には、舅姑に事へるのに、實の父母に事へたやうにし、其の家の祖先を尊崇することもまた、生家の祖先にしたと同様にすべきである。

父祖に孝を盡くさうとするには、かりそめにも忠君の道を忘れてはならない。我等の父祖は皇室に事へて誠忠を致したものであるから、我等が君に忠を盡くすのは、父母の志を継ぎ、父祖の遺風を顯すものであつて、これがやがて父祖に孝なる所以である。我が國では忠を離れて孝は存しないのである。

明治天皇御製

たちちねのみおやの教あらたまの

年ふるまゝに身にぞしみける

高修女二

## 第六課 兄弟姉妹

兄弟姉妹は兩手のやうなものであり、又幹を同じくして連なつた枝のやうなものである。同じ父母から生まれ出て骨肉の親しみは斷つに斷てないものであるから、兄弟姉妹は互に友愛の道を盡くさなければならぬ。

兄弟姉妹は喜憂を共にし、誠意と温情を以て互に助け合つて家門の繁榮を圖ることが大切である。兄弟姉妹は一しよに父母の膝下に居る時に、互に友愛の道を盡くすべきはいふまでもないが、成長の後、各別れて住むやうになつても、疎遠にならぬやうに氣を附けて、互に往來したり、音信を通じたりして、相親しみ、相助けて、永く友愛の道を失はないやうにしなければならぬ。

頼春水は安藝の竹原の人である。家は代々染物を業としてゐた。春水は幼い頃から學問を好み、群童に優れてゐたので、春水の父は之を儒者にしようと思つて、良い師を求めたが、田舎のこととしてそれを得ることが出来なかつた。そこで父は春水を大阪に遊學させることにした。春水は大阪に出て、當時學問詩文を以て聞えてゐた人々を師友として交り、講學に努めることと數年、學業著しく進み、遂にそこに門戸を張つて弟子を教へ、其の名を遠近に知られるやうになつた。

春水に春風杏坪の二人の弟があつた。母は春水がまだ家郷に居る頃に歿した。其の時春水は十七歳、春風は十歳、杏坪は七歳であつた。母なき後は春水は特に二弟をいたはり、其の教養に力を盡くした。父は之を見て、春水が居るので自分は教へなく

てもよい。」と言つて喜んだ。  
それから二人の弟も相次いで大阪に出て學問をすることになつた。春風は父の命によつて儒學と共に醫術を學んだ。數年の後、其の業が大いに進んだ。其の頃、父は年老いて家に病んでゐた。春水は嗣子であるから歸つて父の看病をしようとしたが、父はそれを許さず、なほ春水が大阪に留つて學問に勵むやうに望んでゐたので、春風が兄に代つて歸省して父の看病に當つた。春風は郷里で醫を業とし、傍ら學問を授け、又舊屋を改築して父と共に移り住み、厚く孝養を盡くして、兄が家庭を顧みる心配なく學問に一心になることの出来るやうにした。それから春水は其の業遂に成り、擧げられて廣島藩の儒者となつた。父は大阪から歸つて來た春水を見て、其の素志が達せら

れたのを大いに喜んだ。

後、末弟杏坪も儒者としてまた藩に用ひられ、兄弟共に藩の學事に當ることとなつた。しかるに杏坪は初め食祿も少く生計が困難であつたので、妻と共に長兄の家に同居したが、七年といふ長い間、兄弟一しよに暮してゐて、其の仲が始終睦まじく人も羨む程であつた。後、杏坪が政治向の高い役に拔擢された時、春水は非常に其の榮進を喜んで、文を作つて之を祖先の靈に告げた。

春水が歿して其の嗣子の聿庵がまだ年が若かつたので、家塾で教へることが出来なかつた。そこで春風は藩命を受けて、もはや六十歳を超えた身で、居處の竹原と廣島の間十數里を往來して家塾を輔けることとなつた。春風は聿庵の成長するま

で數年間よく之を勤めたが、杏坪は自分の家に新に一室を設け、春風が廣島に来る毎に此の室に泊らせて自分も兄と同じ室に起臥し、心を盡くして兄を慰めたといふことである。春風の歿後杏坪は其の行状を認め、たが、其の中に「自分は幼少より春風の友愛慈誨を被つて人となることが出来た。其の恩義は至つて重い。」と記してゐる。頼氏兄弟の如きは互によく友愛の道を盡くしたものだといふべきである。

吉田松陰は長門藩士杉百合之助の次子で、六歳の時に叔父吉田大助の養子として其の後を嗣いだ。尊王愛國の志が深く、國事に奔走したが、遂に幕府に忌まれて三十歳の時刑せられた。

松陰には一人の兄と三人の妹があつたが、兄弟姉妹は互によ

く友愛の道を盡くした。安政元年、松陰二十五歳の時、海外遊學を企てたが、其の頃は海外に渡航することは幕府が嚴禁してゐたので、其の禁を犯さうとした罪によつて長門萩の野山の獄に下された。松陰は獄中からしばしば手紙を兄妹に贈つて友愛の眞情をあらはした。或時兄に、

朝日さす軒端の雪も消えにけり

わが故郷の梅やさくらん

といふ歌を寄せ、年頭の賀詞に添へて、兄と共に雑煮を食した。幼時のことを述べた。又妹にはよく夫に敬事し、舅姑に孝養を致すべきことを諭した。其の兄妹も常に松陰を愛し、其のとはれの身となると、心を盡くして種々の物をさし入れなどした。ので、松陰は妹に手紙を贈つて、そもじや父母様や兄様のお



かげにて、着物も暖に、たへ物もゆたかに、あまつさへ筆紙書物まで何一つ不足これなく、寒さにもまけ申さず候間御安心なさるべく云々」と述べて其の親切を感謝した。又安政五年再び野山の獄に投ぜられ、翌年江戸に檻送されるに際し、三人の妹の身の上を案じて懇な手紙を贈り、且叔父玉木氏に妹等の教養のことをくれぐれも頼んだ。

兄弟姉妹の間は親睦が第一であるけれども、又長幼の序を正しくすることが大切である。兄姉は弟妹より年齢も長じ、経験にも富むものであるから、兄姉は常に弟妹をいたはり助け、又自分の行を慎んで其の模範となるやうに心掛け、弟妹は兄姉を敬ひ愛してよく其の教に従はなければならぬ。且父母は其の子が不和であると非常に心を痛めるものであるから、兄

弟姉妹が互に友愛の道を守つて親睦和合するのは、父母を安心させることになり、實に孝道の一端である。

又他家に嫁いだ者は夫の兄弟姉妹と相親しむことが實の兄弟姉妹と同様にすべきである。

兄弟姉妹の外、我等に親密な関係のあるのは、伯父母、叔父母、従兄弟姉妹などの親類である。親類の間にあつても禮儀を正しくすると共に、常に親愛の情を以て相交らなければならぬ。

### 第七課 夫婦

我等はさきに人には男子の務と女子の務があることを學んだ。男子と女子は結婚して夫婦となり、一家を成して之を子孫に傳へるものである。こゝに於て、男子の務と女子の務がおの

づから分れて来る。夫は主として家業を執り、公の事にたづさはり、妻は主として家事を治め、家業を助け、子女を育て、各其の分を守つて一家の繁榮を圖るべきである。一家の幸福を進め、家運の隆昌を致すには、夫婦相和することが大切である。夫婦が相和して家々の秩序は整ひ、家々の秩序が整つて一國の風俗は善美となる。それ故、夫婦の和合は良風美俗の源をなすものである。

夫婦が相和するには、一生變らない相互の愛がなければならぬ。しかし親しきに狎れると互にあなどる心を生じ、遂には感情を害するに至るものである。それ故、夫婦の間は愛ばかりでは和合を永く續けて行くことが出来ない。愛を失はないやうにするには、互に人格を重んじて相敬しなければならぬ。

かやうに相愛し相敬して夫婦の間は眞によく和合することが出来る。夫婦が相愛し相敬して變らないのが夫婦の道である。貞操を守るべきは夫にも妻にも大切なことである。夫婦は互に其の分を守り、相助けて家の繁榮を圖るべきである。それ故、夫婦は互に其の個性を理解し、各よく其の分とするところを尊重し合つて行かなければならない。互の性質や行動に多少不満足のことがあつても、同情と忍耐を以て愛敬の心を失はないやうにしなければならぬ。夫は妻を愛護し、妻に對して専恣の舉動があつてはならない。しかし夫は一家の主人であるから、妻は從順であつて夫の命に従ふべきである。昭憲皇太后の皇后であらせられた時の御歌に、  
むつまじき中洲にあそぶみさこすら

おのづからなる道はありけり

と詠ませられてある。

寛政の頃、徳川幕府の士に小出大助といふ人があつた。初はひくい地位にあつたが、職務に精勤であつたので、次第に出世して、代官となり、更に郡代となり、到る處でりつばな政治をして評判がよかつた。住民の中には大助の徳を慕ふの餘り、祠を立てて之を祀る者すらあつた。かくして漸次昇進して江戸城二の丸の留守居役となつた。大助の妻をゑちといつた。資性貞淑であつて、よく夫に事へ、舅姑を大切にし、又よく子女を教へ、禮節を重んじ、儉素を守つて、家政をととのへた。大助がいろく、と役がかはり、多年劇職にあつて一心に其の職務に盡くすことが出来たのは、實に妻の助によるものが多かつたのである。

高修女二

高修女二

大助の母は年七十を超え、脚が悪くて歩行に不自由であつたが、ゑちは常によく之を介抱し、飲食衣服の事を始め、萬般の事に心を盡くして事へた。其の子が次第に成長して武藝を學ぶやうになり、嚴寒の膚を刺す朝稽古に行く時も、ゑちはきつと早く起きて食事を調べ、決して人手を借りなかつた。又其の子を監督して學問に勵ませ、もし怠るやうなことがあると、どうしてこんななまけ者を生んだのであらう。」と言つて泣きしんだので、子等は皆奮勵して良い人となつた。

明治天皇御製

正しくもおひしげらせよ教草

男女のみちをわかちて

### 第八課 朋友

古から君臣父子兄弟夫婦と共に、朋友を數へて五倫と稱してゐる。君臣の誼と親族の情の外に最も親しい關係を有するものは、實に朋友である。朋友は相助け、相益して事を共にするものであるから、又世の中で最も頼もしい關係である。朋友が友情を以て結び、互に助け合ひ、勵まし合つて、共々に世に立つのはゆかしいことであり、それがやがて社會を健全にする道でもある。明治天皇の御製にも

もろともにたすけかはしてむつびあふ

友ぞ世にたつ力なるべき

と詠ませられてある。

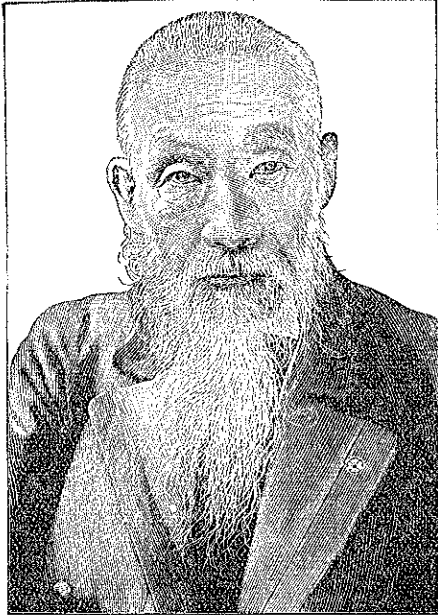
朋友の間は信を以て相交らねばならない。信とは心に誠があ

つて言行に偽のないことをいふのである。さうして言つた事を實行しようとするには、初に其の事の義理に合ふか合はないかを考へねばならない。さうでない、後になつてそれを果すことが出来ないで、不信の譏を招くやうになる。古語に「信義に近ければ、言復むべし」とあるのは、此の理を示したものである。かやうに信と義とは離れてならないものであるから、朋友の道は信義にあるといふことが出来る。

朋友は信義を以て交り、永く其の交を變へてはならない。利害のために其の交を變へるやうなことは、甚だ賤しむべき行である。又朋友が災厄にかゝり、困窮に陥るのを見るときは、進んで之を救ふ心掛が大切である。

杉浦重剛は安政二年近江の膳所に生まれ、大正十三年七十歳

を以て歿した。夙に教育の事にたづさはり、終生後進を薰陶して倦まず、其の感化の及ぶところが深く且廣かつた。大正三年東宮御學問所の設けられた時、召出されて御用掛を仰せ付けられ、倫理科を擔任して、至誠一貫以て進講の大任を果した。重剛は人となり高潔重厚、友誼に厚く、其の交友も少くなかつ



た。明治初年、東京開成學校に學んでゐた頃、小村壽太郎と親しく相知り、永く其の交を變へなかつた。壽太郎は外交官として世に出た頃父のこした負債によつて頗る窮乏に陥つたことがある。重剛

は壽太郎の窮乏を見るに忍びないで、友人と相談して、連帯保證で金を借りて其の困窮を救はうとした。友人の中には、連帯保證は危険であると言つて重剛に忠告する者もあつたが、しかし重剛は、今は壽太郎の焦眉の急を救ふためには少しもためらふ場合ではないと考へた。そこで忠告をしてくれた友人に對して連帯保證のやむを得ないわけを述べたところが、友人もそれを聽いてもつともであると同意したばかりでなく、重剛の友誼の厚いのに感じて、自分も壽太郎のために保證に立つやうになつた。かやうにして重剛を中心とする數名の友人は、連帯保證で金を借り、之を以て壽太郎の差迫つた困窮を一先づ救ふことが出來た。更に重剛はこれらの友人と共に壽太郎の借金を全く無くする目的で、基金として毎月金を出し

合ふことを約し、自分も貧しい中から金を出して、二箇年の間之を實行した。壽太郎が窮乏の中にあつてよく他日其の志を暢ばすことを得たのは、重剛の友情に負ふことが少くなかつたのである。

明治三十八年七月八日、外務大臣小村壽太郎は、アメリカ合衆國ポーツマスに於ける日露講和會議に全權委員の重任を帯び、國民歡呼の聲に送られて東京を出發した。此の時會議に赴く壽太郎は、戦局の實情に顧みて、會議の結果が國民の過大の期待を満たし得ないで非難を受けるであらうと覺悟してゐた。重剛は久しく病床にあつて其の日親しく友の門出を見送ることが出来なかつたので、人に頼んで送別の言葉を傳へてもらひ、なほ壽太郎の胸中を察する餘り、たとひ如何やうの事

があらうとも、飽くまで自己の信ずるところを貫ぬけ、成敗は敢へて恐れるな」と奉書に認めたものを送つて激勵した。ポーツマスに於ける談判の結果は、國民の期待した程我が國に有利でなかつたので、果してがうくたる非難の聲は壽太郎の身邊を包むに至つた。重剛の家塾にゐる人々さへも其の非を鳴らしたが、壽太郎を信ずることの深かつた重剛は、小村は君國あるを知つて私心なく、現下日本第一の外交官である。其の日本一の外交官がやつたのだからあれでよい。」と言つて、いつも壽太郎を辯護した。しかし非難の聲は高まるばかりで、今や小村を辯護する者としては杉浦の外にはないとさへ言はれた。壽太郎の同窓の者までが、外務大臣に辭職を勸告しようといきまいて重剛の所へ相談に來たが、重剛は即座にそれを斥け

て、小村なればこそあれだけにやれたのだ。辭職勸告どころか、私は彼に總理大臣にもなつてもらひたいと思つてゐる程だ。」と言つて答へた。

朋友はよく擇ばなければならぬ。善い人と交ると、知らず知らず善い風に化せられ、悪い人と交ると、いつしか其の悪風に染まるからである。古語にも、「麻の中の蓬は矯めざるにおのづから直し。」といひ、又「水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友による。」といつて、朋友の感化の著しいことを教へてゐる。

善を責めるのは朋友のすべき道である。朋友に正しくない行があれば、忠告をして改悛させ、又朋友から忠告を受けたときは、喜んで聽入れるやうにしなければならぬ。朋友は胸襟を開いて、互に缺點や過失について注意し、不善に陥らないやう

に誠め合つて、共に智徳の發達を圖るべきである。かやうにして朋友の間に信義の道が行はれるならば、延いては社會一般に醇厚な風俗が出來て、社會の健全な發達もおのづから期し得られるものである。

### 第九課 恭儉

我等は身を慎んで無禮な舉動をせず、又常に自分の心を引きしめて氣まゝにしないやうに努めなければならぬ。これは身を修め人と交る大切な道である。

我等は他の人々と共に此の世に生活するものであるから、無禮な舉動をしたり、自分の心を引きしめることを忘れて氣ままのことはしたりしたならば、たゞ自己の品位を損ふばかり

でなく、他人との交際を全うすることが出来ず、公衆に對する禮儀に背き、社會の秩序までも亂すやうになる。禮儀は恭敬の念が外に現れたものである。容儀、服裝を正しくして人に接するのは禮儀である。言語を慎み、坐作進退の法を失はないのもまた禮儀である。殊に女子は言語もつゝましく、起居動作もしとやかであるやうに心掛くべきである。禮儀の法式は時勢の推移に隨つて、多少の變動はあるが、禮儀の重んずべきは、古今に通じて變らないのである。

貝原益軒が或年京都から歸らうとして船路をとつた時のこと、乗合客が數人、互に姓名も名のらず、思ひくゝに向合つてよもやまの話に目を重ねてゐた、其の中に一人の青年があつて、物識り顔に經書の講釋を始め、傍に人無きが如き有様であつ

高修女二

た。益軒は全く文字を知らない人のやうに始終黙つて聽いてゐて、一言の是非を言はなかつた。船が岸に着いていざ別れることとなつて、各自分の姓名と郷里を告げて挨拶するのであつたが、其の時、益軒も「私は福岡の貝原久兵衛と申す者です。」と名のると、さきの青年は、船中で恭しく黙つて聽いてゐたあの人が有名な大學者の益軒先生であつたかと驚くと共に、恥づかしくてたまらず、自分の姓名も告げず、こそくと逃去つてしまつた。

自分の心を引きしめて行くのは、外から見れば時として卑屈無氣力のやうに見えるが、實は大いなる勇氣があるのである。人におごりたかぶつて人を人とも思はず、勝手氣まゝな振舞をするのは、實は自分の心を引きしめて行く勇氣のないもの

高修女二



である。又虚榮心きよえいしんにかられて外見を飾るのも、其の勇氣に乏しいからである。國民精神作興に關する詔書ぎょうしよに「浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ」と仰せられてある。我等は自分の心を嚴に引きしめて聖旨に副まひ奉らう。

儉約で無益に貨財を費さないのもまた自分を引きしめることである。我等は常に其の分を顧みて相當の生活をすることに注意しなければならぬ。又たゞ現在の有様ばかりを見ないで將來のことも慮おもんばかるべきである。殊に女子は家政をつかさどるものであるから、一家の經濟に注意し、豫算を立てて生計を辨じ、常に幾分の貯蓄ちよくちよをする心掛がなければならぬ。儉約と吝嗇りんしやくとは似て非なるものである。それ故、よく儉約を守る者

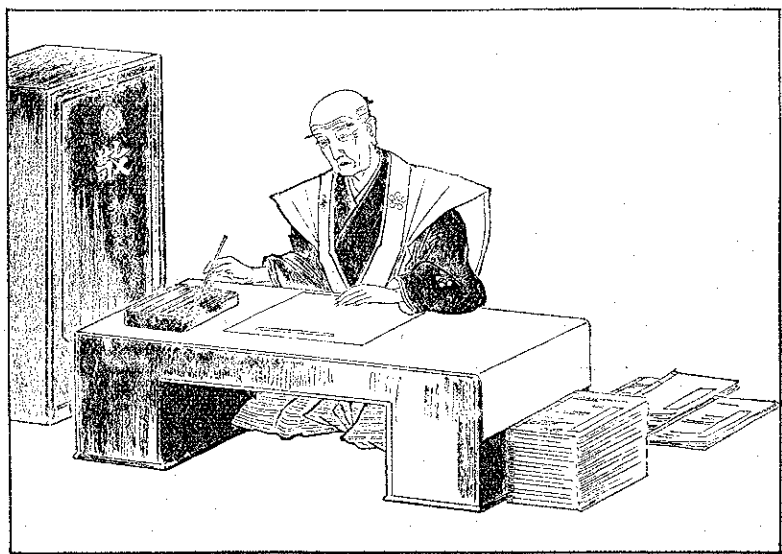
は、平生みづから引きしめて用を節するが、必要がある時には支出を吝しんまないのである。

前田綱紀つなつねは加賀の藩主はんしゆで、寛永二十年に生まれた人である。賢明にして恭儉、よく領民を愛したので、將軍徳川吉宗よしむねも深く歎美して天下に其の例がないとまで稱揚した。

綱紀は學問に勵み、修徳に努めて怠らなかつた。其の居るところの室、用ひる器具、其の他一切耳目じこくに觸れるものに自警の文字を記して、起居進退、之を觀、之を察して以て修養の資に供した。其の座右の本箱にも「敬」の字を銘めいとしたもの、或は「晝考夕省」の四字を銘としたものを用ひて、しばらくの間も自分の心を引きしめることを怠らなかつた。

綱紀は元祿前後、上下華美かみ豪奢ごうしやを競ふ時代に、身は三百諸侯しよごの

首班しゅばんに列し、百萬石を領する大藩主でありながら、日常の生活は儉素を旨とし、常に五斗味噌の汁を用ひ、肌着には鬱金染の木綿を用ひた程であつた。又老後に用ひたラシヤの帽子の如きは、古い火事羽織の土藏にしまひ込んであつたのを捜し出させ、それを切抜いて作らせたものであつた。又其の書いたものを見ると、一時の草稿はいふまでもなく、二十餘歳の頃から八十二歳で薨きりずる數日前ま



高修女二

で筆を執つて編述へんじゆした書物の如きも、悉く反古はんこを用ひて其の裏に細書してあつた。

しかし綱紀はみだりに財を吝む人ではなかつた。それ故、みづから節約に努めたけれども、藩の表向の費用や世のために要する費用は、嘗て其の支出を吝んだことはなかつた。綱紀は決して諸士の祿を減ぜず、領民の租税を増さず、又學問・産業の奨励には少しも其の費用を吝まなかつた。かの稻生若水が「庶物類纂」と題する一千卷の書物を著すことが出来たのも、多年綱紀の優遇を受けたためであつた。又綱紀は近侍の者に菓子・膳部などを與へるにも常に注意して粗末なことのないやうにし、時には之を取寄せてみづから試み、もしそれが粗末なものであつたときは、どうしてこんな物が人に與へられるか、これ

高修女二

では全く與へない方がよい。」と言つて取換へさせたといふことである。

明治天皇御製

思ふことおもふがまゝになれりとも

身をつゝしまんことな忘れそ

皇太后陛下の皇后であらせられた時の御歌

うつぶしてにほふ春野の花莖

人の心にうつしてしかな

第十課 博愛

君臣父子兄弟夫婦朋友はいづれも親しい關係があつて、其の間に自然と相愛する情が起つて來るのである。我等は此の情

をおし及して博く世の人々を愛し、又其の不幸に同情し、其の困苦を救ふべきである。

博愛とは親疎内外の別なく博く世の人々を愛することである。さうして實際人を愛するにはおのづから先後緩急の順序がある。即ち親より疎に、近より遠に及すべきである。又延いては禽獸蟲魚の類をも憐むべきである。

世の中には不具癡疾で身體の自由を失つた者があり、幼くて父母に別れたり、年をとつて子や孫に先だたれたりして保護・扶養を受け得ない者がある。なほ病氣にかゝつたり、災難に遭つたりして困苦に陥つてゐる者もある。これらの人々に對しては、如何なる人でも思ひやりの心を起す本性をもつてゐる。孟子の言葉に「惻隱の心無きは人に非ず」とある。又人の一生に

あつては、きのふは人の身の上の不幸もけふは我が身にふりかゝつて來ることもある。幸にそんなことがないにしても、共存一體の社會にあつては、人の不幸はやがて我が不幸である。我等にかやうな本性があり、又かやうな自覺がある以上、世の不幸な人に同情して親切を盡くし、慈善を施すべきである。我が國民は古から博愛の情に富んでゐて、戦時に於てもよく敵人を憐んだ事蹟は、史上に其の例が少くない。楠木正行が攝津の瓜生野に敵を破つた時、川に落ちて流れる敵兵數百人を救ひ上げさせて衣類を給し、藥を與へて其の傷を治療させたこと、文祿の役に島津義弘が敵味方戦死者のために供養碑を建てたことや、又明治三十七八年戦役に上村艦隊が蔚山沖で溺死しようとした敵兵六百餘人を救つたことなどは、其の例

である。なほ明治元年、榎本武揚が函館に據つた時、高松凌雲が其の依託によつて函館病院を設け、交戦中彼我の負傷者を收容して厚く治療を加へ、同十年、西南の役のあつた時、元老院議官佐野常民、大給恆等の主唱によつて創立せられた博愛社が、救護員を戦地に派遣して敵味方の傷病者を救護したのは、いづれもよく戦時に於て博愛の精神を發揮したものと云ふべきである。

大正八年から同九年にかけて北支那に起つた大旱魃は、四十年來ないといはれる程甚だしいものであつた。これがために北支那數省に亙り其の面積五萬方里の間は、野に生色を見ないといふ有様であつた。恐しい飢饉が日一日、刻一刻と迫つて來て、二千萬といふ多數の人が救助を要するに至り、中には親

子兄弟離散し、食を求めてさまよひ歩き、遂に途上に斃れ死ぬ者も夥しい數に上つた。實に慘澹として目もあてられない情態であつた。

北京<sup>北平</sup>には國際飢饉救濟委員會が設けられ、中華民國並びに各國の委員は民國政府と協力してこれが救済に當つた。委員會は世界各國の政府に電報を發して、食物を購入するため、四億圓の金を必要とする旨を述べて、義捐金の寄附を依頼した。これより先、北支那飢饉の慘狀は、電報によつて續々我が國にも報道せられて來た。そこで我が國では之を救済する方法を講じたが、中にも帝國教育會の發起で全國の學校の教員や生徒から集めた義捐金は、殆ど十二萬圓にも達した。これは實に我が國の兒童、少年及び教員の善隣の誼と人類相愛の情

に發したものである。發起者は此の金を持つてかの地に赴き、我が居留民の代表者とも相談して、飢に惱み、寒さに慄へてゐる罹災の子供達に六萬着の温い衣服を調製して之を頒つた。大正十二年九月一日、關東地方に起つた地震は極めて烈しく、多くの家屋が倒壊し、其の上火災が四方に起り、炎燄天に沖し、東京横濱其の他の市邑が一夜にして焦土と化し、此の災禍のために死んだ者は幾萬といふ數に達した。其の間交通通信機關が杜絶したために流言飛語が盛に傳はり、人心恟々として益其の慘害を大きくした。

大震火災の報が四方に傳はると、世の人々の同情は泉のやうに湧起り、各府縣から食糧品、被服、學用品などを續々と送つて來た。又集つた義捐金は實に四千萬圓の巨額に達した。なほ地

方の青年團は救護のために東京に駆けつけて働き、罹災者の地方に避難した者は、到る處で親切な世話を受けた。大震災火災の報が一たび海外に傳はると、日本に對する同情の聲は忽ち世界各國に高まつた。しかして其の同情は精神的に止らず、或は救助品となり、或は義捐金となつて多大の物質的援助を寄せて來た。アメリカ合衆國大統領は義捐金募集の演説をなして、二千九百六年(明治三十九年)サンフランシスコの震災に對する日本よりの同情に報いるために、我等は日本の今回の震災に對して十分の同情を表したい。と述べた。平時に於ける博愛慈善の事業もまた昔から行はれ、聖武天皇の皇后は飢者病者のために悲田施藥の兩院をお建てになり、淳和天皇の皇后は棄兒孤兒を收容し、乳母を雇つて養育をお

高修女二

させになつた。又和氣廣虫も多くの棄兒を集めて養育した。現時に於ては赤十字社濟生會、慶福會等を始め、感化院孤兒院、慈善病院等が設けられ、其の他種々の社會事業が營まれてゐる。これらの事業が皇室の思召に出るものが多いのは、畏き極みである。近く皇太后陛下は癩の不幸に泣く者があるのを深く憐ませられて、此の悪疾の救護豫防のために御日常の供御御衣服まで御節約あそばされて多額の御手許金を御下賜になつた。我等は同胞愛の精神を發揮して益社會事業の發達を圖るやうに心掛けなければならぬ。

高修女二

## 第十一課 學問

知識を廣め徳性を養ふには、學問を修めることが必要である。進んで家を興し世を益するにも、また學問を修めなければならぬ。人に賢愚の別があるのは、天賦の性能に因ることもあるが、修學に努めると否とに因ることが多い。又人の事業の成否も、之に必要な學問を修めてゐるとゐないとに因ることが少くない。

時勢の進歩に伴つて學問の範圍も餘程廣くなつてゐるので、あらゆる學問を修めることはむづかしい。それ故自分が従事しようとする職業に必要な學問を修めて、それに通ずることが大切である。例へば農業に従事しようとする者は、農業に關する學問を必要とし、商業に従事しようとする者は、商業に關する學問を必要とする。又既に一定の職業に従事してゐる

者は、學問の應用に工夫して其の改良進歩を圖らなければならぬ。かやうに自分の業務に必要な學問を修めると共に、時勢の進歩に應ずる常識を養ふことが、誰にも大切である。我等が今まで學んで來た學科は、我等の徳性を養ひ智能を啓くに缺くことの出来ないものである上に、將來の業務に必要な學問の基礎となり、又常識ともなるものであるから、いつれの學科も大切である。

學問を修めるには、みづから努めて學ばなければならぬ。少年の時は氣力が盛で、學習の働も敏く、又世事に妨げられることも少いから、修學に最も適當な時期である。少年の時怠つて勉強しなかつたならば、成人の後悔しても及ばない。又才のあるのを恃んで勉強しない者は、決して大成する人ではない。頼

山陽が「私を才子といふのは、まだ私をよく知らないのである。私をよく刻苦するといふ者は、眞に私を知つてゐる者である。」と言つたのを見ても、勉強の大切なことがわかる。學校にある間は、教師の指導に従つて、日々の課業に勵めば、智徳は其の間に養はれて行く。しかし學校を卒業した後は、特に努めて學問を修めなければ、知識を廣め、徳性を養ふことは出來ない。明治天皇の御製にも、

今はとて學のみちにおこたるな

ゆるしの文をえたるわらはべ

と詠ませられてある。

學問を修めるには寸陰をも惜しまなければならぬ。學校を卒業して職業に従事する者は、殊に此の心掛が必要である。又

高修女二

書物は必ず精讀すべきで、決して疎漏な讀方をしてはならない。徒に多くの書物を讀んでも、反復熟讀しないときは其の益が少い。今日は非常に多くの書物が發行されるやうになつたから、殊に良書を選択して讀むやうにしなければならぬ。又講演を聽き或は實習によつて智徳の修養をすることも必要である。さうして書物を讀み、講演を聽いたならば、よく其の意義を理解し、又之を實地に活用するやうに心掛けるがよい。ただ物識りを誇るだけではない。今から二百五十年程前に、綾部道弘といふ人の妻にしちといふ人があつた。豊後杵築の人、小林政次の女であつたが、兄三友の書物を讀む傍に於て、學問に勵み、やゝ詩文に通じ義理をさとり、やうになつた。成長して道弘に嫁ぎ、柔順でよく夫に事へ、

高修女二



家を治めたが、里方では不幸が打續き、又夫に後れ二女を失ひ、次いで其の身も中風の病にかゝつて、歩行さへかなはないやうになつた。しかし常に子女の教育に心を用ひ、日々其の子安正を側近くに呼寄せ、經史を讀ませてみづから其の義理を質問し、女兒には其の傍で假名本の教訓となるやうなものを讀習はせ、又客が來て學問の話をすれば、これと語つて時の移るのを忘れた。時には同好の友を招いて詩を作つて樂しむこともあつた。安正が同志に招かれて、其の歸りが夜に入り遅くなる時でも、しちは必ずどんな話があつたか、詩は出來たかを問ふのが常であつた。かやうにしちは學問を樂しんでゐたので、久しく病床に臥してゐたけれども、精神がいつまでも明らかで老耄するやうなことはなかつた。

昭憲皇太后の皇后であらせられた時の御歌

よるひかる玉もなにせん身をてらす

ふみこそ人のたからなりけれ

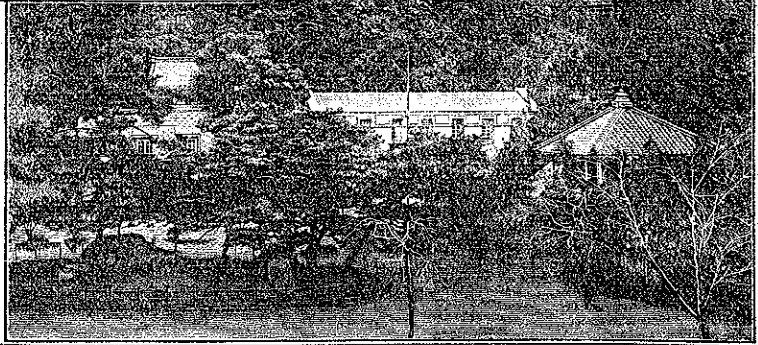
昆蟲翁と稱せられた名和靖は岐阜縣の人である。終生昆蟲の研究に努め、害蟲の驅除豫防に力を盡くして公益を圖つたところが少くなかつた。明治三十四年藍綬褒章を賜はつて其の善行を表彰された。大正十五年七十歳を以て歿した。靖が獨力で昆蟲研究の成果を收め、社會を益するに至つたのは、堅忍不拔よく學を修めた賜である。

靖は明治十二三年の頃、岐阜縣農學校に學び、其の寄宿舍に起臥してゐた。當時、靖は日曜日毎に學校から十二キロメートルばかり距つた我が家に歸つて、一家の人々の無事な顔を見る

のを樂しむとしてゐた。靖の祖父は園藝を好み、いろ／＼の果樹や草花を集め、特に薔薇は多くの種類を集めて栽培してゐた。靖は家に歸ると、祖父の栽培する種々の果樹草花を見るのが好きであつた。或日、靖は祖父が大切にしてゐる薔薇の一株に緑色の小さな蟲が集つてゐて、薔薇の新芽が大いに害はれてゐるのを見つけた。靖はどうかして其の害蟲を取除いて、完全な美しい花を咲かせ、祖父を喜ばせたいと思つた。ところが靖は一週間に一回歸省するだけであるから、すつかり取除いたはずの害蟲が、次の日曜日に歸つて見ると、其の間に何處から來るのか又集つて來て、新芽を弱らせてゐた。取つても／＼新に集つて來て、容易に取盡くすことが出来なかつた。そこでよく注意して見ると、最初一種の害蟲と思つたのが二種であ

り、二種と思つたのが三種であり、其の外害蟲と思つたのが意外にも益蟲であつたりして、觀察を重ねるに隨つていろいろの事實を發見して、昆蟲界の複雑微妙な關係に驚歎した。そこで靖はこれらの害蟲を除くには、害蟲の種類と其の性質を知るのが第一であると氣が附いて、それから歸省する毎に家にも入らず、先づかの害蟲の状態を調べ、其の後で一家の人々に會ふのを常とした。人々の無事な顔を見た後は、またすぐ薔薇の一株について害蟲の研究に没頭した。靖が思ふには、賞観用の植物がかやうに蟲害を受ける以上は、農作物もきつと昆蟲の害を受けるに相違ない。其の害を防ぐやうにしたならば、國家の受ける利益は莫大なものであらう。と、こゝに於て靖は昆蟲の研究に全力を盡くさうと決心した。靖は農學校を卒業

して教職に就いたが、公務の暇さへあれば、山野を跋渉して昆蟲の採集をし、或はそれを飼育して昆蟲の習性を究めた。靖はかやうに熱心に昆蟲研究を續けてゐたが、明治二十四年に此の地方に大地震が起り、其の家は倒壊し、家族は負傷し、其の上これまで苦心して採集した標本は過半破損して、大打撃を受けたしかるに靖の盛な研究



高修女二

心は、なか／＼か程の災害に屈するものではない。彼は他日の大成を期して研究を續けて行つた。それから後は岐阜に昆蟲研究所を設けて専心研究に従事した。靖は昆蟲の形態習性を學術的に研究するばかりでなく、其の研究の結果を應用して害蟲を驅除し、益蟲を保護してすべての作物の増收を圖ることを目的とした。明治三十年に浮塵子が發生して全國の稻作は非常な損害を被らうとした。其の頃世間の人は、浮塵子は偶然發生するものと信じてゐる程であつたから、これが驅除の方法も誤つてゐた。靖は奮然身を挺して積年研究の結果もたらして、東奔西走、大いに其の驅除に努めた。其の結果、世人の覺醒を促し、損害を救済することが出來た。靖はそれから益研究を進め、昆蟲を採集すること凡そ百三十餘萬匹、標本に製作

高修女二

したものの凡そ八十餘萬匹、之を内外國博覽會に出陳し、又は諸學校各種の團體に寄附した。なほ各地を巡歴して農會其の他の諸集會に於て講演すること六百餘回、しばしば講習會を開いて多くの生徒を教養し、昆蟲に關する圖書を刊行し、或は器械を工夫改良するなどして、後進の啓發指導に甚だ努めた。

## 第十二課 業務

人は此の世にあつて、各自何等かの業務にたづさはらなければならぬ。さうして自分の業務とする事にはよく習熟することが大切である。たとひ學を修めて知識を廣め徳性を養つても、實地に當つて業務を執ることが出來なかつたならば、世に立つて人たる務を全うすることは困難である。學を修める

と共に業を習ふ必要があるのは、これがためである。人の執るべき業務には其の種類が多けれども、其の業務の何たるを問はず、正しい心を以て之に従事し、且其の業務に習熟した者は、皆それ〴〵社會の福利を増進し、世のため人のためになる價值ある働をしてゐるのである。人の尊ばれると否とは、其の人の従事する業務の種類如何に因るのではなく、其の人の人格と功績に因るのである。昔は一技一能を習ふにも非常な苦心を要したものであるが、今日では、之を習得する便宜が大いに開けてゐるので、甚だしあはせである。しかし如何なる業務も之を昔に比べると遙かに複雑になつてゐるから、其の習熟を期するには、やはり十分な心掛を要するのである。業務に習熟するには心を専らにし、

忠實を旨とし、堅忍不拔の精神を以て之に當らなければならぬ。又時勢の變遷と學術の進歩に顧みて、其の改良を圖るやうに努めなければならぬ。

昔から業を習ふに熱心であつて、よく成功した例は少くない。小野道風が書道をきはめて、古今に卓絶するやうになつたのは、蛙が柳の枝に飛びつかうとしてたゆまなかつたのを見て、之に感奮して、其の業に勵精したのに因ることは、世人によく知られてゐるところである。

今から五十年程前に大和の式下郡爲川村今の奈良縣磯城郡川東村字爲川永井佐兵衛にしかといふ娘があつた。幼い時天然痘にかゝり、兩眼とも見えなくなつた。成長するに隨つて、しかは深く其の身の不幸を歎いたが、どうかして一かどの技を修めて世に立ちた

高修女二

高修女二

いと志し、遂に裁縫を習ふこととした。もとより不自由な身で、絲針を取ることであるから、其の苦心はなみ大ていではなかつた。一針縫つてはさぐり又一針縫つてはさぐつて日夜怠らず、努めて之を習つたので、遂に其の技に熟達し、裁縫を以て豊に生計を立てることが出来るやうになつた。

我等が學を修め、業を習つて智徳を増進するのは、師のおかげによるものが多い。それ故、昔から師恩を君父の恩と並べ稱して之を重んじてゐる。師を尊敬するのは弟子たる者の本分である。師に對しては言語應對を鄭重にし、坐作進退の禮を慎み、常に從順にして其の教訓を守るべきである。又師のためには何事も喜んでする心掛がなくしてはならない。さうして一たび師事した人に對しては、永く其の恩を銘記し、終生尊敬の心を

失つてはならない。

### 第十三課 智能

我等が學を修め業を習ふ目的の一は、智能を啓發することである。智能を啓發するとは、我等の天賦の性能を發揮して知識を廣め才能を進めて、智能の働を鍊磨することである。我等が幼少の時は、何事もたゞぼんやりと知り、することもおぼつかないものであるが、成長すると共に、物事をはつきりとわきまへ、することも巧みに出来るやうになる。これは靈妙な智能の働の賜である。智能が発達するのは、人格の進歩であつて、實に人の貴き寶である。

古來、文明は年をおうて次第に發達して來たが、殊に近時は種

種の學術技藝が著しく進歩して、人類の生活に非常な幸福をもたらすやうになつた。かやうな文明の惠澤は、皆先人が智能を啓發して、多くの發明發見をした賜である。例へば遠い古に起つた米作や養蠶は、改良に改良が加へられて、今日の人の衣食を豊に供給するやうになり、僅かに闇を照らした松明は、蠟燭や油の燈火に代り、更にガス燈電燈となつて、晝を欺く照明を與へるやうになり、又牛馬の助によつて交通運輸の便を圖つたのが、汽車電車自動車で速に運ばれることとなり、櫓權を操り帆をかけて海上を進んだのが、汽船で波濤を蹴つて航海することとなり、又古人が鳥を羨んで飛行を夢みてゐたのが、自由に大空をかける航空機の出現ともなつた。寫眞機蓄音機で形や聲を其のまゝに現し、電信電話で瞬間に通信すること

が出来るとのさへ驚くべき人智の發達であるのに、更に活動寫眞發聲映畫・ラヂオ・電送寫眞等の發明となつて時を經、處を隔てて事物をさながらに見聞することが出来るやうになつた。なほ望遠鏡が發明せられて、涯ない天體までも明らかに觀測し、顯微鏡が發明せられて、微細な生物の世界を鮮かに看取することが出来るやうになつた。此の發明が學理の研究と生活の便宜に役立つことは一通りでない。又氣象の觀測はいよいよ正確になつて航海業・漁業の發達を助け、電力機械・印刷機械の發明が文明の發達を促したことは莫大である。これらはすべて智能の働の賜である。

智能の働は單に物質的文明を生み出したばかりでなく、更に精神的文明を進めたのである。我等の日常生活を律する種々

の法規が備り、銀行・保險等の制度が整ひ、教育は益進歩して諸種の學校・博物館・圖書館等の設備が完くなり、學術・技藝は一層の精彩を加へて來た。これらの發達も皆人の智能の靈妙な働の賜である。それ故、我等は世を益し、人を利するためにも智能の啓發に努むべきである。

今日では事をなすには、學理の應用に努めなければならぬ。學理の研究は専門家の當るところであるが、之を應用するのは實際業務にたづさはる者の力によることが多い。それ故、我等は學を修め業を習つて智能を啓發し、よく學理を家政の實際に應用して一家日常の便益を圖らなければならぬ。これは個人としても、國家社會の一人としても大切なことである。『文明の進んだ國にあつては、國民の智能が優れてゐるのを常

とする。國民が各智能を啓發するのは、やがて國に盡くす所以である。我が國はアジヤの東端に位置して他國との交通が盛でなかつた。隨つて文物の交換が出来ず、近代文明の惠澤を共にすることが、他國に比べて非常に後れたのである。明治維新以後、我が國の文明は長足の進歩を遂げたが、多くは他國の文明を輸入したのである。しかるに文明の程度が接近して來るに隨つて、種々の學術・技藝の進歩に於て、歐米に先んずるものが現れて來るやうになつた。我が國の文明が今日になるまでには、専ら外國に摸擬したのはやむを得ないことであつたが、これからは我等は徒に摸擬を事とせず、進んで創造に努めなければならぬ。それ故、我等は絶えずみづから智能の啓發を圖り、其の業とするところに従つて、或は學理を研究して學術

の進歩を圖り、或は農工商等の實地を研究して其の改良を圖り、以て國家の隆昌と人類の幸福を進めなければならぬ。野口英世は明治九年、福島縣猪苗代湖畔、翁島村の貧しい農家に生まれ、夙に醫學の研究に志し、刻苦勉勵して、遂に世界で有名な學者となり、醫學の進歩と人類の幸福に貢獻することが頗る大であつた。

英世が三歳の時、或日の夕方、母が裏の畑で働いてゐると、急に家の中からけたまほしい子供の叫聲が聞えて來た。母が驚いて、驅込んで見ると、寢てゐたはずの英世がいつの間にか起出して、圍爐裡に轉り落ち、手を火中に突込んで、今にも絶入るばかりの有様であつた。母はびつくりして息も止る程であつたが、すぐ抱上げて手當を加へた。見ると左の手は無慚にも眞赤



に焼爛れてゐた。しかし母が夜の目も眠らず、側に附添うて介抱したかひがあつて、やつと一命を取りとめることが出来た。三十日はかりたつて傷は漸く癒えたが、大きな痕が残り、五指は皆癒着し、且手と腕とが一部分癒着して、全く其の自由を失ひ、あはれ生まれもつかぬ不具の身となつた。五歳六歳となつて、英世は戸外に出て近所の子供達と元氣よく遊ぶ頃となつた。智慧競でも競走でも英世はいつも仲間に打勝つてゐた。こんな時、負けた子供達はくやしきまぎれに英世の不具を笑ひ嘲るのであつた。英世の心は急に暗くなり、さうしてぢつと左の手を見つめて思はず涙をのんだ。なるほど笑はれてもしかたがない。」と我と我が身の不具をかこちながら、すこくと我が家に歸つて行くことも度々であつた。

英世はやがて村の小學校に通學するやうになつた。人から不具の手を笑はれるのを無念に思ひ、又母の苦勞を察して幼心にも、よし笑はば笑へ、手は不自由でも一心に勉強して智能を磨き、世の役に立つ人となり、母に安心させよう。」と考へた。英世の學業はずんくと伸びて行つた。しかし夜書物を讀みたくても、家が貧しくて燈をとすことも出来ないから、冬は圍爐裡の焚火をたよりにし、夏は學校の小使室に行つてランプの光で讀書した。又毎朝早く起きて、近所の小川や湖水で捕へた鱸、其の他の小魚を賣歩いて僅かの金を得、それで筆墨などを買ふことが出来た。かやうにして學業に勵んで拔群の成績を以て尋常小學校を卒業した。それから更に篤志者の援助によつて、猪苗代高等小學校に通ふこととなつた。英世はこをどり

して喜んで、我が家から學校まで七キロメートル餘もある遠い道を往復し、殊に冬季は深い雪を踏分けて通學し、益々學業に勵んだ。其の成績が日一日と進んで行くのを見るにつけ、人々は其の不具の手を何とかして治してやりたいと思ひ、治療費も出し合つて若松の或醫師の手術を受けさせたところ、手と腕との癒着したのを切離し、且五指もそれごとく切離して、著しく運動の自由を得ることとなつたので、本人はもちろん、人々の喜は非常なものであつた。

手術の成功によつて前途に光明を望んで歡喜した英世は、深く醫術の恩恵を感じると共に、將來醫學を修めたいといふ志望を起した。そこで世話になつた人々とも相談して、高等小學校を卒業すると、さきに手術を受けた醫師に請うて、その書

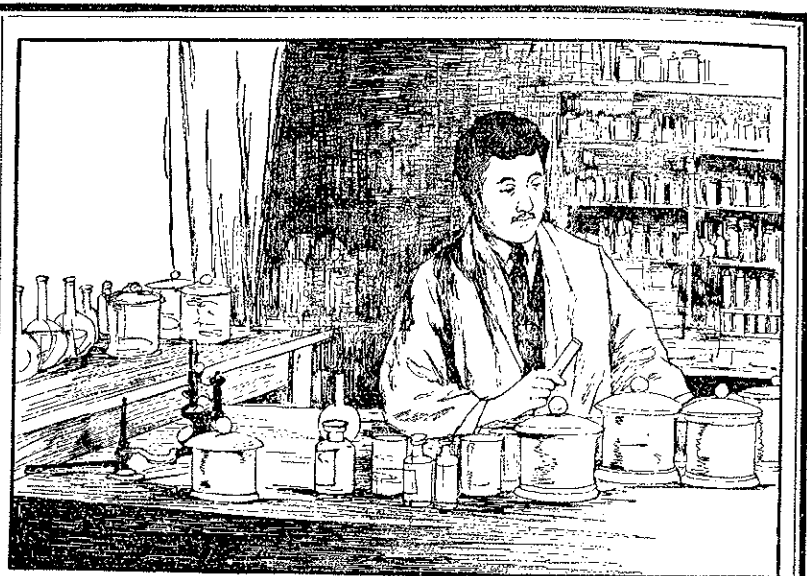
生として入門させてもらふこととなつた。

英世は自分の志を達するに都合のよい境遇になつてから、醫師の手傳の傍ら其の勉強は更に一段と烈しさを加へた。中學校の主な學科は一箇年ばかりの間に獨學で之を修めた。外國語の學習には特に力を用ひ、ドイツ語・英語・フランス語を修め、其の進歩は甚だ著しいものがあつた。やがて醫學に關する洋書を読み得るばかりでなく、之を國語に翻譯出版して人々を驚かした程であつた。

英世は明治二十九年、二十一歳の時醫術開業試験を受けるために東京に出て、若松にゐた時にも増してよく働き、且よく學んで、翌年試験に合格して醫師の資格を得た。醫師となつた英世はしばらく實地研究を重ねて種々の業績を擧げたが、之に

甘んじてゐないで、明治三十三年、更に志を立ててアメリカ合衆國へ留學の途に上つた。元より學資としては殆どなく、渡米後に於ける英世の辛酸は一通りではなかつたが、初一念を通して屈しなかつた。彼は先づペンシルバニア大學に於て蛇毒に關する研究に着手し、種々の實驗を試みると共に、一方博く諸國の文獻をあさり、夜を日に繼いで睡くなれば其のまゝ眠り、水とパンで飢を凌ぎ、刻苦五十餘日で之を大きな著述にまとめ上げた。其の非凡な努力と優れた業績は忽ち認められて、同大學の助手に擧げられ、やがてデンマークに留學させられて一層其の研究を深くし、歸米後にはロックフェラー醫學研究所の助手となり、部員となり、遂には其の部長に昇進した。其の間に毒蛇及び蛇毒に關する研究を始として、幾多醫學上有

高修女二



益な業績を次々と發表して、其の價値を學界に認められ、我が國の醫學博士、理學博士の學位を受け、帝國學士院會員に選ばれ、又諸國から名譽ある學位、勳章等を贈られ、細菌學者として世界で最も卓越した學者の一人となるに至つた。

眞理の探求者としての英世は、又常に學理の力によつて世界人類の幸福のために貢獻することを念とした人である。彼は人命を奪

高修女二

ふ微細な病原菌を發見するために、生涯倦まずたゆまず努力を續けた。殊に其の晩年十年間には危険な熱帯傳染病を撲滅するために智能を盡くして奮闘し、連年エクアドル・メキシコ・ペルー等に出張して、或は其の病原體を明らかにし、或は其の治療・豫防の方法を講じたりして、顯著なる功績をたてた。かやうに彼は單に研究室に於て實驗を試みるだけでなく、進んでみづから身を危険の境地に曝して、少しも恐れなかつたが、惜しいことには、昭和三年五月、アフリカ西海岸に於て同地に流行する熱帯傳染病に犯され、遂に研究の犠牲となつて五十三年の生涯を終へたのである。彼はアフリカへ出發する時、其の行の危険を説いて注意してくれた友人に對し、其の親切を感謝しながら言つた、私は少しも恐れるところがない。私は此の

高修女二

高修女二

世界に何事かを成さんがために生まれた。私は之を完結したい。死ぬべき時が來れば、それに赴く外はない。と。  
英世の死去の報が天聽に達するや、勳二等に叙し、旭日重光章を授けられ、又内外ひとしく此の人類の恩人の功業をたゞへない者はなかつた。

## 第十四課 徳器

我等が學を修め、業を習ふ目的の一は、徳器を成就するにある。徳器を成就するとは、徳のある有爲の人となることであつて、實に我等の最も大切な務である。  
人に徳がなかつたら、人としての價値はない。道德を重んずる者は、たとひどんな不遇な境涯にあつても、俯仰天地にはぢな

いばかりでなく、却つて世の尊敬を受ける。之に反して徳を軽んずる者は、たとひ一時は得意の身となつても、心中常に不安な念を去り得ないばかりでなく、世の爪はじきをも免れることは出来ない。又智能を啓發することの大切であるのは、既に學んだ通りであるが、智能は優れてゐても徳行が修らなければ、人としての價値に乏しいのである。それ故、智と徳とは並び進めなければならぬ。中江藤樹が近江聖人と稱せられ、永く世人に追慕せられるのは、つまり藤樹の徳行が高かつたためである。

世の中の事は一として、徳と密接な關係をもたないものはない。政治も産業も經濟も徳を本として始めて、其の完全な發達を遂げ得るのである。徳は實に國家興隆の本であり、社

會の福祉の源であるといふべきである。

我等は一舉一動がおのづから道に合する境涯に達することを期しなければならぬ。かやうな境涯は多年の修養を積まなければ達し得られないものである。さうして我等の日常生活は皆徳性を養ふ機會であるから、不斷に修徳の工夫を積まなければならぬ。修徳の工夫としては、他人の居ない處でも其の行を慎み、性癖の偏したところを反省して之を矯正し、又私慾に打克ち、過失を改めて善良な習慣を養ふことが大切である。かの高崎正風が食事についての我がまゝを制したところや、廣瀬淡窓が「萬善簿」を作り、其の日々の言行を反省して之を記入し、遂に一萬を超える善行を積んだことなどは其の例である。

又自分に適切な訓言を選択し、之を座右の銘とするのは、古今東西の賢哲が實行したところであつて、修徳の上に最も有効な方法である。



中村正直は徳川幕府に仕へ、刻苦勉勵して昌平校の教官となり、又選ばれて英國に留學したが、明治の御代になつてから東京大學教授、女子高等師範學校長、元老院議員等となり、又學位令が制定されると、文學博士の學位を授けられ、學徳共に高く、其の居處に因んで世人から江戸川聖人と

高修女二

高修女二

たへられた。正直は夙に同人社と稱する塾を興して生徒を教育し、又多くの書物を著して後進を教へ導いた。なかんづく「西國立志編」といふ一書は、修徳に關する洋書を翻譯したものであるが、此の譯書は廣く少青年の間に讀まれ、其の内容の價値と正直の學徳と相まつて、彼等に大いなる感化を與へた。

正直が二十二歳で昌平校寄宿寮にゐた頃、或日一紙に、忠孝を忘れ

一 忠孝ヲ忘レザル事  
 一行住世卧禮法ニ背カザル事  
 一 偽行偽言ヲセザル事 苟モ偽ヲ言ハザル事  
從違ニキリテ  
 一 淫欲ヲ斷リテ 淫ヲ断ル事  
淫欲ニキリテ  
 一 百毒ニ魁強シテ 忌情ナラザル事  
百毒ニキリテ  
 一 蘭書ノ業半途テ廢スヘカザル事  
蘭書ニキリテ  
 一 凡事己ノ責メテ人ヲ責メザル事  
凡事ニキリテ  
 一 妄念ヲ裁斷シテ 爲メニ奪ハザル事  
妄念ニキリテ  
 一 誠実ヲ心ニ留メ 輕薄ノアライルカザル事  
誠實ニキリテ  
 一 太平ノ世思澤ヲ念ニ 心頭ニ置キテ 有難ク思フ事  
太平ノ世ニキリテ  
 一 夫ノ銀苦ヲ思ヒ 頌刻ニ懈志スヘカザル事  
夫ノ銀苦ニキリテ  
 一 名之條ニ 堅ク 熱心 厭ヲ 研法 憂死ノ 弊ト 均レク 相  
名之條ニキリテ  
 一 成ノ 事 無之 旅心 然事 許 悉ニ 若シ 右之 條ニ 於テ 相違  
成ノ事ニキリテ  
 一 現生ニ 神ノ 冥罰ニ 蒙ルヘカザル事 也  
現生ニキリテ  
 一 嘉永五年八月十七日夜五時誓詞  
 中村劍太郎。

ないこと、行住坐臥禮法に背かないこと、僞行僞言をしないこと、百事に勉強して怠らないこと、何事も己を責めて人を責めないことなど、修徳に關する要項十箇條を丁寧ていねいに認め、最後に年月日氏名を記し、氏名の下に血判けつぱんして此の條々を恪守かくしよすべきことを誓つた。かやうにして正直は勉めて怠らなかつたので、遂に有徳の學者となることが出来たのである。

明治天皇御製

われもまたさらにみがかん曇なき

人の心をかぐみにはして

### 第十五課 公益世務

我等は學を修め業を習つて智徳を鍊磨し自己の修養を積み、

高修女二

高修女二

精神的にも物質的にも自立自營の生活をすると同時に、常に共存一體の生活を念とし、進んで此の智徳を活用して公共の福利を廣め、世上有益の業務を開いて、他の人々のために盡くすべきである。勅語に「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられたのである。此の義をお諭しになつたのである。我等が既に學んだ通り、人は自立自營の生活をして、みだりに他にたよるやうなことがあつてはならない。市町村府縣にあつても、國にあつても、人々が各、自立自營の生活をして始めて共同の繁榮を期することが出来る。それ故、自立自營の生活をするのは、社會に立つてりつぱな一人前の人間となるに缺くべからざることである。しかしこゝに注意すべきは、自立自營の生活は決して孤立こりつの生活ではないといふことである。我等

が眞に自立自營の生活をするためには、人は相互に依存して生活してゐるものであることを悟らなければならぬ。即ち我等は互に人に助けられ、人を助けて生活してゐることを知るべきである。之を衣食住について考へて見れば、我等が如何に他人の世話になつてゐるかに氣附くであらう。又我等が學ぶ學術・技藝は他の人々が研究工夫したものであつて、其の中には外國から傳はつたものもある。

かやうに我等は衣食住に於ても、學術・技藝に於ても、他人の助を受けて生活するものであつて、孤立して生活することが出来ない。他人もまた同様に、我等の助を受けなければ生活することが出来ない。此の事情は個人と個人との間ばかりでなく、團體と團體との間に於ても同様である。昔は我が國は國を鎖

して交通通商をせず、國民は自給自足の生活をしてゐたこともあつたが、今日は外國と互に有無相通じなければ、國民の生活を全うし、國の繁榮を圖することは困難である。外國もまた同様に、今日は如何に榮えてゐる國でも、他の國々との交通協力を絶てばおのづから衰へる外はないのである。

かやうに個人にしても、團體にしても、其の生存を確實にし、其の繁榮を企圖するにはどうしても相互に助け合はなければならぬ。たゞ自分ばかりの利益・幸福を圖り、他を顧みないときは、忌まはしい争を起し、共に不幸に陥る外はない。つまり市町村・府縣に於ても、國に於ても、各人が全體の幸福を圖るために、公益を廣め、世務を開くべきである。特に我が國は悠久な歴史を有し、國を擧げて一大家族の趣をなして來た。それ故、日本



國民たる者は、互に他のためを圖ることが恰も一家に於ける人々のやうでなければならぬ。

公益を廣め世務を開くにはいろくの道がある。かの佐太郎が石橋をかけ換へ、栗田定之丞が風砂の害を防ぎ、古橋源六郎が地方共同の事業に盡力し、フランクリンが圖書館を設立し、消防の方法を改良した事蹟などは、既に我等の學んだところである。其の他學術上の研究、政治上、經濟上の改善、社會事業の進歩に力を盡くすなど、公益を廣め世務を開く道は決して少くない。なかんづく、國民の多數が従事する農工商業は、國のため、世のために大切なものであるから、これらの職業に従事する者が各其の業に勵んで、これが改良進歩を圖るのは、公益を廣め世務を開く最も手近な道である。

高修女二

高修女二

明治天皇御製

おのが身はかへりみずして人のため

つくすぞ人のつとめなりける

第十六課 公益世務(つゞき)

筑後上妻郡國武村今の福岡縣八女郡八幡村大字國武牛島太七の妻のしは機織の事に心をひそめ、新しい緋を織出さうと多年工夫を凝らしてゐた。弘化三年の頃、數年の間天井張としておいた薦が煤のため、に全面黒色となつたのを取下し、何心なく其の編んであつた繩を解いたところが、繩の痕が點々と白く現れた。それを見てのしは大いに悟るところがあつて、いろく試験をした後、大形の框を造り、之に緯絲を巻き、別に針に絲を通して少しづつ

緯絲を寄せて固く縛りながら編み、かやうにすること數條に及んだ。それから框を取りはづして之を藍にひたし、よく染めた後、其の編んだ絲を解去つて見ると、緯絲の上に點々白色が出てゐて、さきの薦の繩痕とちつとも違はなかつた。さうして其の緯絲と全部藍で染めた經絲とを以て布を織つて見ると、緻密な緋が出来上つた。此のことが忽ち四方に傳はつたので、



九十六

高修女二

のしに就いて其の方法を習ふ者が多くなつた。しかし初は緋一反の緯絲を編むのに二日もかゝり、一箇月かゝつて僅かに二反乃至三反を織上げるに過ぎなかつたが、後には一夜に一反の緯絲を編むことが出来、遂に一箇月八反を織ることが出来るやうになつた。そこで村の人はのしの家を呼んで八反屋と稱し、其の名が今もなほ残つてゐる。

のしの機織の苦心がかやうに成功を収めたので、國武全村舉つて此の業に従事し、國武緋の名が世に廣まつた。のしは明治二十年、七十六歳で病歿したが、其の後緯絲を編む器械が發明せられて國武緋は益々多額の生産を見るに至つた。明治二十四年、久留米緋同業組合はのしの功勞を追懐して之を表彰し、同年、久留米緋同業組合はのしの功勞を追懐して之を表彰し、同二十七年、時の農商務大臣も其の功を考査して追賞金を授與

高修女二

した。

久留米耕の發達について井上でんの功が多かつたことは我等の既に學んだところであるが、殆ど時を同じくして牛島のしが出て、また辛苦經營して産業に工夫を凝らし、公共の利益を圖つたことは實に感ずべきことである。

明治三十四年の春、靖國神社境内の櫻が咲くのも、もう間もない頃であつた。九段坂上の東京偕行社で、軍人遺族救護の目的を以て設立せられた愛國婦人會の發會式が舉げられた。招かれて會する者百六十餘名、多くは婦人であつた。開會となると、切下髮の一人の老婦人が紹介されて演壇に立つた。大きく見張つた其の眼、きつと結んだ其の口には、深い信念と堅い意志がうかがはれた。此の婦人は其の名を奥村五百子といつて佐

高修女二

高修女二

賀縣唐津の人、愛國婦人會設立の主唱者である。

五百子は聽衆に一禮して語り出した。私は昨年十月支那に参り、今度の清國の事變に出征されてゐる我が軍を慰問して歸りました。我が軍の將士は、上陸以來、非常な難儀をして居られます。私は天津から通州といふ處まで小さな船で五晝夜かゝ



つて白河を遡つて行きました。が、白河の水はちやうど赭土を溶かしたやうな色をしてゐて、それに米をひたして置くと黄色になります。其の上河中には處々に腐つた屍などが浮かんでゐます。そんな水で我が兵士

は御飯をたいて食べ、そんな水を飲料としてゐるのであります。又通州から北京まで約五里の間は殆ど道路といふものはありませんから、あの暑い時に、此の間を兵器や弾薬を運ぶ兵士の苦心は容易でないのであります。砂塵はもうくと立上つて、手綱を取る兵士にも馬の體が見えない程であります。ひどい炎天に一滴の飲み水もなく、糧食にも乏しく、兵士はやつと玉蜀黍をかじりながら進んで行きました。そんな有様ですから、自然病人も多く出中には血を吐いて死んだ人もあります。かやうに我が軍はとても言葉に盡くせない困苦を忍んで御國のために戦つてゐるのであります。かう言つて五百子の目から涙がはらくと流れた。一語は一語よりも熱を帯びて、婦人の方々はどうかよく聽いていたゞきたい。かやうに困苦

高修女二

を忍び敵と戦つて身命を君國にさゝげる人々があればこそ、私共は無事で居られるのであります。天皇陛下の御恩は申すまでもありませんが、忠勇義烈の軍人がなければ、私共は決して安穩にしては居られないのであります。私は戦地に於ける慘状を見て、しみじみ軍人の奉公に感謝して、あちらでも厚く戦死者の靈を弔ひましたが、歸國の上は婦人の方々に此の事を訴へて廣く婦人の力によつて軍人遺族の救護に當りたいと決心致しました。私は婦人の方々にせめて襦袢の襟一つ買ふ費用を節約して義捐してもらひ、それを積立てて遺族を慰める資としたいと思ひます。さうして懇に遺族を慰めたならば、戦死された魂も満足されるであらうと考へて、私の生命のある限り私の息の續く限りは何年でも之を唱へて此の會を

高修女二

大きくし、遺族の救護に盡くしたいといふ決心をしてゐるのであります。どうか一年に半襟一掛を節約なさつて此の會にお入り下さるやうに願ひ致します。」と熱誠をこめて述べた。之を聽いてゐた滿堂の婦人は深く感激して、一人としてハンカチを目に當てない者はなかつた。列席の男子でさへ其の席に居たゝまらず、別室に退いて泣いた者もあつたといふことである。

やがて九段坂下牛淵公園内の日本體育會門衛所の一室に、此の會の事務所が設けられた。事務所といつても名ばかりで、體一つ入れるばかりの狭い室に、古い一脚のテーブルと粗末な椅子が二三脚置かれて、石油罐の空箱が書類入となつてゐた。五百子は毎日こゝに出勤して熱心に會の擴張を計畫した。

五百子は君國のために戦場にたふれた人々の遺族を救護するのは婦人の任務であると考へ、此の會の趣旨をあまねく全國の同胞に訴へて其の賛成を得ようと思ひ立つた。それから老の身を以て一本の杖により、草鞋を穿いて、地方へ遊説に出かけ、極暑身を焼くやうな夏の日も、大寒指を落すやうな冬の日も、少しも恐れるところなく、勧誘のため東奔西走して席の温るに暇がないといふ有様であつた。人々は五百子の熱誠に動かされて、次第に此の會の趣旨に賛成する者が多くなつた。やがて明治三十七八年戦役が起るに際し、出征軍人の後援に此の會が力を盡くしたことは少くなかつた。且此の際會員の数は激増して、明治三十九年の暮には五十六萬人を超え、までになり、五百子の志もこゝに達せられた。五百子は此の盛

況を見て、翌四十年、六十三歳を以て歿した。五百子の如きはよく公益を廣め世務を開いた人といふべきである。

### 第十七課 國憲國法(其の二)

人が社會を成して生活するには、必ず各人がかういふ事はしなければならぬ、かういふ事はしてもよい、又かういふ事はしてはならない、といふ一般に通ずる行爲の規則がなければならぬ。もしかやうな規則がなく各人各自が欲するまゝに行動するとき、弱肉強食の情態となつて共同生活は破壊せられるに至るであらう。まして國家の秩序を維持し、國運の發展を圖らうとするには、一層かやうな規則が必要である。國憲國法は實に國家といふ團體の規則であつて國家の秩序を維

持し、公共の福利を増進し、以て我等の共同生活を全からしめるものである。

勅語に「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてある。國憲とは國の根本法則で、皇室典範及び大日本帝國憲法は之に屬する。國法とは國憲に屬するものを除く外、廣く國の法則を指していふのである。法律・命令などは之に屬する。我等大日本帝國臣民たる者は、常に國憲を重んじ、國法に遵はなければならぬ。

皇室典範は明治二十二年二月十一日に制定せられたもので、皇室に關する大法である。我が皇室と國家とは一體となつて離れない關係にあるから、我等臣民たる者は、常に皇室典範を尊重しなければならない。

皇室典範は、皇位繼承、踐祚即位、成年立后立太子、敬稱攝政、太傅皇族等の十二章に分れ、外に明治四十年と大正七年とに公布せられた皇室典範増補がある。皇室典範第一條には、「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」とある。これは我が國に於ける皇位繼承の大法を明らかに示されたものである。

大日本帝國憲法もまた明治二十二年二月十一日に制定せられたもので、皇室典範と共に國家統治の根本法則である。憲法の上諭に、「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶

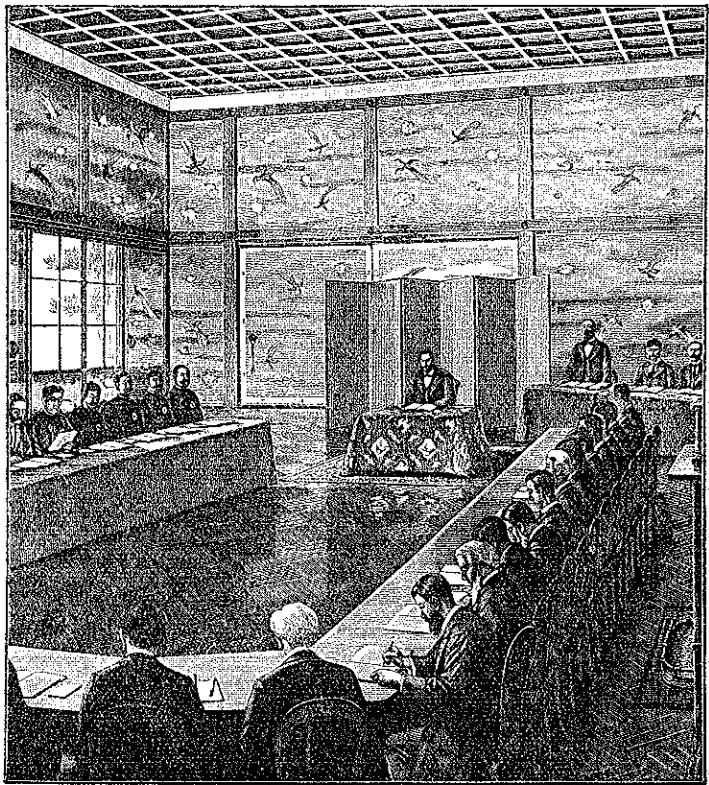
高修女二

高修女二

持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシムと仰せられてある。我等臣民たる者は、常に憲法を尊重し、厚き聖旨に對へ奉らうと期しなければならぬ。

皇室典範、大日本帝國憲法制定の當時、明治天皇が御勵精あらせられた御事は、漏承つて畏き極みである。皇室典範、大日本帝國憲法の草案が出来て、樞密院會議に付せられると、討議が數箇月の久しい間に互つたが、天皇は連日臨御になつて、折からの焼くやうな炎暑をも厭はせられず、一々討議に御耳を傾けさせられた。會議中に第四の皇子が薨去あそばされた。議長は驚いて、直ちに議事を中止致しませうか。とお伺ひ申し上げた

ところ、天皇は、それには及ばぬ、議事を続けよ。」と仰せられた。議長は聖慮の辱さに感泣し、議事を續けて一段落を告げるのを待つて、始めて散會を宣告したといふことである。之に依つても、明治天皇が國家の大典を御制定になるのに、如何に深く大御心をお用ひになつたかを恐察し奉ることが出



高修女二

來る。天皇は紀元節の佳辰に當り、宮中正殿に出御になつて、親王大臣其の他百官有司等をお召しになり、和氣藹々の中に憲法發布の式をお舉げになつた。こんなに美しい憲法制定の歴史が世界のどこにあらうか。

高修女二

大日本帝國憲法は、天皇臣民權利義務帝國議會國務大臣及樞密顧問司法會計等の七章から成つてゐる。其の第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある。これは實に我がことを明らかにしたものである。

國民は憲法に基づいて參政の權利を與へられてゐる。參政の權利は國民が國家の政治に參與する權利であつて、國家の政治に參與するのはまた國民の義務である。それ故、我等は智徳



を修養して此の権利を行ひ、義務を果し、立憲帝國の臣民たるに恥ぢないことを期すべきである。

### 第十八課 國憲國法(其の二)

皇室典範・大日本帝國憲法の外に、法律・命令などがあつていづれも我が國臣民たる者の遵奉しなければならぬものである。

法律は帝國議會の議決を経て天皇の發せられる法則である。命令は専ら天皇の大權によつて發せられ、又發せしめられる法則であつて、帝國議會の議決を経ないものである。命令の中には、勅令のやうに御親裁になるものもあり、又閣令・省令・府縣令などのやうに行政機關に委任して發布せしめられるもの

もある。

地方團體の自治もつまりは國家の事務を行ふものであるから、市町村條例の如きもまた國法の一である。我等は他の國法と同じく之を遵奉しなければならない。

國憲を重んじ國法に遵ふのは我等の重大な務である。それ故に我等は立憲國民として國憲國法の大要をわきまへることが必要である。故意に國憲國法に違背するのが甚だしい罪惡であることはいふまでもないが、之を知らないで遵奉しないのもまた臣民たる本分に背くものである。

我等が國憲國法を遵奉して國家統治の作用を翼賛し、國家の進運を扶持する道にいろ／＼ある。即ち公の政治に參與する議員を選擧するのは其の一である。官吏・公吏・議員などになつ

て公職を奉ずるのは其の一である。陪審員となつて、國法の命  
ずるところに従つて公の裁判に參與するのは其の一である。  
租税を納め、國家公共の費用を分擔するのは其の一である。又  
兵役に服し、國家を防衛するのは其の一である。これらはいづ  
れも國民の重大な本務であつて、之をりつばに果すのが君國  
に誠忠を盡くすものといへるのである。

明治天皇御製

上つ代の御代のおきてをたがへじと

おもふぞおのがねがひなりける

第十九課 國憲國法(其の三)

「清き一票明るい日本」と記されたポスターがこゝかしこの掲

高修女二

高修女二

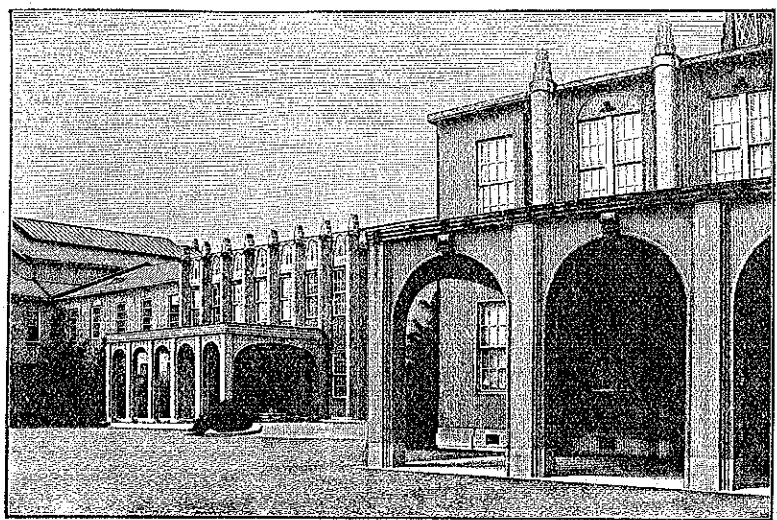
示板や辻々に貼出されてゐる。けふは衆議院議員總選舉の日  
である。學校は選舉投票所にあてられ、朝七時から選舉人がぞ  
ろぞろと投票に來る。印ばんでんをつけ、股引を穿いた人もあ  
る。烏打帽子を被り、前垂をかけた人もある。中折帽子をいたゞ  
き、洋服を着た人もある。其の中には腰のまがつた老人もあれ  
ば、二十五六歳の若者もある。盲人が杖をたよりにはいつて來  
るかと思へば、後から足の不自由な人が松葉杖にすがつて來  
る。これらの人々は投票所に入り、自己の氏名、住居や生年月日  
等の記された選舉人名簿と對照して、其の本人であることを  
確められてから、投票用紙の交付を受ける。選舉人は之に自己  
の氏名は記さないで、單に議員候補者一人の氏名のみをみづ  
から記載して、投票函に入れる。投票函を前にして着席してゐ

る數名の人が見える。其の中央は投票管理者たる町長である。其の他の人々は議員候補者が選舉人の中から定めた投票立會人である。午後六時僅か前に駆けつけて來た人を最後として投票所の入口は鎖された。これは或小さな町の衆議院議員總選舉の日の有様である。此の日は全國一せいに同様な選舉が行はれたのである。かやうにして投票が終ると投票函は閉鎖され、開票所に集めて開票せられる。次いで選舉會が開かれて、有効投票の最多數を得た者から順次に其の得票が一定の數に滿ちた者を定數だけとつて當選人とし、之を直ちに本人に告知する。當選人が之に對して當選承諾の届出をするときは、地方長官は直ちに當選證書を付與し、當選人はこゝに衆議院議員の資格を得るのであ

高修女二

る。かやうにして北海道府縣を各數區に分けた選舉區一縣一選舉區の所もあるから各定數の議員が選出される。議員の總定數は四百六十六人である。これらの議員は召集の詔書で定められた日に衆議院に集會し、議長、副議長を選舉して議會開會準備をするのである。

帝國議會は貴族院、衆議院の兩院から成つてゐる。衆議院は、一定の選舉資格を有してゐる國民が選舉した議員を以て組織され、議員の任期は



高修女二

四箇年である。貴族院は、皇族、華族の議員、國家に勳勞あり、又は學識ある者から特に勅任された議員、帝國學士院の互選により勅任された議員及び北海道各府縣に於ける多額納稅者の中から互選して勅任された議員を以て組織せられる。さうして伯子、男爵の華族、帝國學士院及び多額納稅者の中から選出された議員の任期は七箇年で、其の他は終身である。貴族院は衆議院と同時に召集せられる。議會開院の日には兩院議員貴族院に集り、天皇親臨の下に開院式が行はれる。かうして兩院が置かれてあるのは、國民の各方面を代表して慎重に國事を審議せしめるためである。

帝國議會は憲法の規定に基づき國民を國の政治に參與させるために設けられた國家統治の機關であつて、其の主な任務

は、法律案と國の歳出歳入の豫算案を審議して大政に協賛するにある。さうして議定されたものは、天皇の御裁可を経て始めて法律及び豫算として公布されるのである。

法律は社會の秩序を維持して國民の安寧幸福を圖るのを目的とするもので、政府が政治をし裁判所が裁判をする基準となるものである。又國の豫算は國に必要な歳出歳入を定めたものであるから、政府のしようとする仕事は、先づ豫算によつてきまるわけである。帝國議會はこれらの國の統治に極めて大切な事を議するのであるから、其の論議はどこまでも公明正大であつて、議定された事はよく國民の輿望にかなふものでなければならぬ。かやうに帝國議會がよく其の責任を盡くすためには、先づ第一に其の議員が國民を代表して國の政

治を議するに適當な人でなければならぬ。選舉は實にさういふ適任者を我等國民の中から選出することである。我等の選出する人が適任者であるかないかといふことで、國の政治がよくもなり、悪くもなる。延いては國が興るのも、衰へるのも一にかゝつて此の選舉にあるといひ得るのである。そこで選舉に當つて我等が投票をするのは、極めて重要な國の公事を行ふものである。

帝國議會の議員を選舉するには、選舉人は國を思ふ眞心から自分が適任者と信ずる者を選ばなければならぬ。それ故、深く注意して豫め候補者の性行や意見を知ることが大切である。又今日の政治は政治上の意見を同じくしてゐる者が集つて組織する政黨によつて國民の意見が代表されることが多

いから、候補者がどんな政黨に屬してゐるかを知ることにも必要である。さうして選舉人は俯仰天地にはぢない良心に従つて投票すべきである。それでこそ清き一票といへるのである。かりそめにも金錢・物品等の利慾に迷はされたり、情實・因縁にとらはれたり、他人におどされたりして投票するやうなことがあつてはならない。又萬やむを得ない場合の外、決して此の貴い一票を抛棄しないやうにすべきである。

又帝國議會の議員に選舉せられた者は、其の職責の重大であることを考へ、一筋に國のために盡くすべきである。かりそめにも其の地位を利用して私益を圖つたり、他人の意を迎へて政治上の意見をまげたりするやうなことがあつてはならない。

選舉が公正に行はれ、議員が職責を全うするのは、國民が國の政治に參與する道であつて、正しい政治はこゝに始り、明るい日本はこゝに生まれる。我等國民がよく選舉の精神をわきまへ、此の重大な務を果せば、これが即ち忠君愛國の道にかなふものである。

第二十課

國憲國法(其の四)

人々が皆正直であり、親切であつて、互に助け合つて行けば、世の中はおのづから平和で楽しい所となる。しかるに多くの人中には自分の利益ばかりを圖つて他人と争を起したり、亂暴な行をして正しい者を苦しめたりする者が少くない。もしそれを其のまゝにしておけば、悪い者がはびこつて、諺にいふ

「無理が通れば道理引込む」世の中となる。かやうに世の中にいろいろ忌まはしい争が起り、又種々の罪惡が行はれては、人々は安心して生活することが出来ない。たとひ自分は争の渦中に入らず、又人から苦しめられもしない人でも、其の周圍に不道理なことが行はれるときは、公正を愛する心が承知するはずがない。法律は實に此の公正の精神に本づいて設けられたものである。それ故、法律は誰も一樣に之を守るべきもので、一人でも之に背くことは許されない。しかして法律が確實に行はれるためには、どうしても強い制裁といふものがなければならぬ。國家は裁判所といふ機關を設けて法律を擁護し、之に背く者を制裁する。

裁判所は民事・刑事の裁判を行ふ。民事裁判とは、民法・商法など

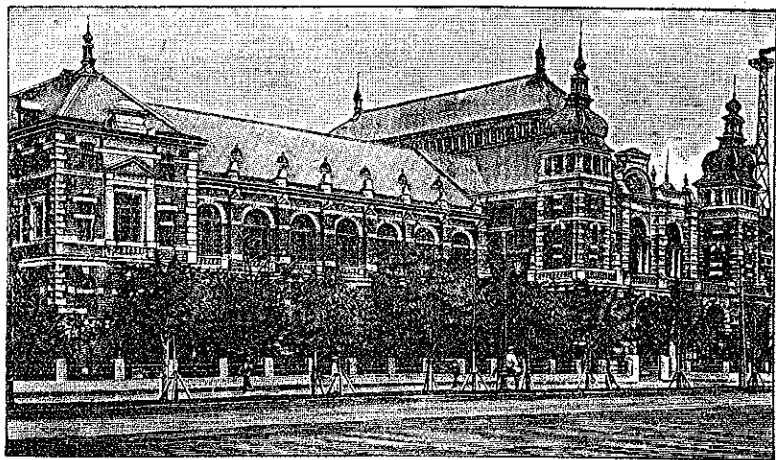
の法律の適用について争がある場合に、それを決定する裁判である。例へば金を借りて約束の期限が來ても返さず、いくら催促されても應じない人があるとする。其の場合に貸主から借主を裁判所に訴へると、裁判所は兩方の言分を聽いた上で、原告の主張が正當であると認めれば、其の借金を返すやうに被告に命ずるのである。又刑事裁判とは犯罪があつた場合之に對してどんな刑罰を科すべきかを刑法といふ法律に照らして決定する裁判である。例へば人の生命身體に危害を加へたといふやうな犯罪があつたとする。裁判所は犯罪の疑のある者を十分に取調べ、證據を舉げて適當公平な裁判をする。かやうにして國家は人々の權利義務の争を解決し、又犯罪者を罰して不法な行を再びさせないやうにし、且世間の人の戒と

もするのである。

裁判をする者は判事といふ裁判官である。判事には必ず法律で定められた資格のある者が任ぜられ、又其の地位の安全が保障されてゐる。判事が裁判をするにはたゞ法律のみをよりどころとし、其の解釋や適用については、自分の考に従つて、外からは誰の指圖も受けないことになつてゐる。これは國家が裁判を嚴正公平に行ひ、外から決してそれを妨げることの出來ないやうにするためである。

裁判所には區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四階級がある。區裁判所は、北海道、樺太及び府縣内に各數箇所置かれてあつて、一人の判事が單獨で、小さい争や又は軽い罪を裁判する。地方裁判所は、北海道及び樺太に五箇所、各府縣に一箇所宛置

かれてあつて、各三人の判事が合議によつて大きい争や重い罪を裁判する。なほ區裁判所の裁判に不服な者がここに上訴して再び裁判してもらふことも出来る。控訴院は、全國に七箇所置かれてあつて、地方裁判所で行はれた最初の裁判に不服な者の上訴を引受けて三人の判事が合議によつて再び裁判する。大審院は最高の裁判所で東京にたゞ一箇所置かれてある。大審院は、最も重大な事件を取扱ひ、又地方裁判所や控訴院の裁判に不服な者に最



後の判決を下す所で、五人の判事が合議によつて裁判する。かやうに區裁判所から地方裁判所、大審院へ、又地方裁判所から控訴院、大審院へと順次に上訴し、三回くりかへして裁判してもらふことの出来る制度になつてゐるのは、國家が法律の解釋を一定にし、其の適用を慎重にするためである。各裁判所に検事局が附置されてある。いづれも相當の人数の検事といふ官吏が之に屬してゐる。検事は、犯罪のあることを知ると、其の犯罪の證據を調べ、犯人を捜査して、管轄の裁判所に公訴を提起し、法律の適用を請求する。此の場合、検事は國家を代表して原告の地位に立つ者である。検事の公訴がなければ刑事裁判は開始されない。検事は、民事についてもそれが公益に關する事件であれば、意見を述べることが出来る。又人が



ら依頼された法律上の事或は裁判所から命ぜられた事を取扱ふ辯護士といふ者がある。辯護士は民事裁判では原告被告の相談相手となり、附添人又は代理人となつて其の主張を助け、刑事裁判では不當な刑罰が加へられないやうに被告を擁護するのを其の職分とする。

裁判の對審判決は通常公開されることになつてゐる。これは裁判の公正を保ち、威信を示すに必要であるからである。裁判は國家の重大な要務であるから、かやうに公平慎重に行はれる組織になつてゐるが、更に國民をして此の重大な要務に參與せしめ、且裁判に對する國民の信頼を益、厚くさせるために陪審法といふ法律が公布施行せられてゐる。陪審といふのは、地方裁判所の公判で裁判される或種類の刑事裁判に、裁

高修女二

高修女二

判官の外に一般國民が參與することである。陪審員は、三十歳以上の男子でなほ一定の資格ある者が候補者となり、其の中から十二人抽籤の方法によつて選定せられるのである。陪審員は、公判廷で先づ裁判長から陪審員の心得を諭され、職務に對する誓をする。次に検事が被告はどのやうな罪を犯して訴へられたのであるかを述べると、裁判長は被告を訊問して其の辯解を聴き、更に證人、鑑定人等を訊問して證據調をする。それがすむと辯論に移り、検事が犯罪の事實について意見を述べ、之に對して被告と辯護人が意見を述べる。そこで裁判長は、陪審員に對しどのやうな事實が問題となつてゐて證據はこれくと事件に關する説明をする。それから裁判長は、問を書面に記して陪審員に渡し、罪となる事實の有無を評議の

上答申すべきことを命ずる。問は、然り又は、然らず」と答へることが出来るやうな文言で記されてある。陪審員は、評議室に退き、議事整理のため陪審長を互選した後、各自意見を述べる。評議によつて罪となる事實を認めるには、陪審員の過半数の意見の一致が必要である。過半数に達しない場合には、之を認めないことになる。かやうにして評議が終ると、答申を問書の餘白に記し、陪審長が之に署名捺印して之を裁判長に提出する。裁判長は、公判廷で裁判所書記に問と之に對する答申を朗讀させた後、陪審員を退廷させる。陪審員の答申は、犯罪事實を認めるか認めないかの二つの中の一つを選ばなければならぬ。認められた場合には、先づ検事が之に適用すべき法律及び刑について意見を述べ、次に辯護人と被告が之に對して意見を述

高修女二

べる。すると裁判所は合議の上、陪審員の答申した事實に法律を適用して刑を言渡すのである。又陪審員の答申が犯罪事實を認めない場合には、裁判所は無罪を言渡すのである。こゝに注意すべきは陪審員の答申が犯罪事實を認めた場合でも認めない場合でも、裁判所がそれを不當と認めたらば、別に陪審員を選定して更めて事件を其の議に付するのである。陪審員の答申は、裁判所が之を採用して、裁判の基礎とし、被告の有罪無罪を決定する資料とするのであるから、其の職責は極めて重大である。陪審員として裁判所に呼出を受けた時は、必ず公判期日に出頭しなければならぬ。呼出を受けた陪審員は、事件に關し他人から頼みを受けたり、意見を聞いたりしてはならない。又世間の風評や新聞紙の記事によつて、事件に

高修女二

關し前以て考をきめるやうなことをせず、全く白紙のやうな純眞な心持で公判廷に出て、常に慎重の態度を執り、熱心に裁判の進行に注意し、事實の真相を知ること、に努め、良心の命ずるまゝに公平誠實に其の職務を行はなければならぬ。私情にとらはれ又は後難を恐れて、事實の評決に當り眞實を語らなかつたり、評議答申の結果言渡さるべき刑罰のことを心配して考をきめかねたりしてはならない。なほ評議の模様やめいめいの意見は決してそれを他に漏らさないやうに注意すべきである。

昭和三年十月一日陪審法施行の日、天皇陛下は、大審院東京控訴院東京地方裁判所に行幸になり、親しく法廷をみそなはせられ、畏くも司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保

全シ國家ノ休戚之ニ繋ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ會ス一層恪勤奮勵セヨとの勅語を賜はつた。裁判の任に當る者は、常に之を服膺すべきはいふまでもなく、陪審員たるべき一般の國民も、聖旨を奉體して國家の裁判に參與し、以て立憲國民たる責務を果さなければならぬ。

### 第二十一課 國憲國法(其の五)

世がまだ開けない頃には、人々は一身一家の暮しを立てることばかりに注意して、廣く一村とか、一郷とかの經濟のことは考へないですんだ。しかし今日では自分等の屬する市町村や府縣の經濟は、直接自分等の生活に影響するやうになつて來たから、これに無關心であることは出來ない。例へば新に學校

を建てたり、水道を設けたり、道路を開いたりするのは今日では地方公共の仕事とされてゐるが、それらの仕事がよく施設され經營されるか否かは其の地方住民の便益幸福の上に大いなる關係をもつてゐるのである。さうして其の施設經營には多くの費用がある。此の費用は其の地方住民各自が當然負擔すべきはずのものである。

我が國の存立を全うし、益國運の發展を圖るためには、國としていろ／＼の仕事をして行かなければならない。其のためには人を使つたり、物を買つたり、莫大の金を要するのである。即ち國を防衛するためには軍備を充實しなければならぬ。國交を圖るためには外交官、領事官を派遣しなければならぬ。國民を教育するためには學校の施設を十分にしなければならぬ。

高修女二

高修女二

らない。社會の安寧秩序を維持するためには犯罪を防ぎ、紛議をさばく警察や裁判の事務をとり行はなければならぬ。其の他産業を進め通信の便を圖るなど國が施設しなければならぬ。其の要する金は近年だん／＼多くなつて、經常費ばかりでも年十數億圓といふ巨額に達するのである。政府は一年間の國の費用の支出と其の費用にあてる收入の見込の計畫を立てる。之を豫算といふ。豫算は毎年帝國議會の議に付し、慎重に審議して議決した後、天皇の御裁可を経て實施するのである。國の費用を支出する財源となる主なものは、租税による收入である。市町村の費用も、多くは住民の租税からの収入で支辨する。市町村の仕事は人々が直接其の便益を受けるので、其の

納める税金がどう使はれるかよくわかるが、國の仕事となる  
と其の範圍が廣く大きいので、それ程はつきりと税金の行方  
がわからない。其のために國に租税を納めるわけをよく解し  
ない人もある。又租税は代金を支拂つて物品を受取る賣買と  
は違つて、金錢を納めても品物を渡されるのではないから、財  
産の一部を取去られるやうな氣持で、なるべく少く出さうと  
か又出さないですまさうとか考へる人さへある。これは大き  
な考違である。今こゝに若干名の會員から成る一つの會があ  
るとする、其の會員の一人が會費をいつも滞納したり、或は出  
さなかつたりしてゐながら、會の便益だけは人並に受けよう  
としたら、果して人の非難を受けないですむであらうか、恐ら  
く自分でも恥づかしく思ふであらう。しかるに我等の安寧幸

高修女二

福を進めてくれる國の仕事に在る費用となると、國が大きな  
團體であるがためか、やゝもすると其の費用を分擔する義務  
を深く感じない人がある。それでどうしてりつばな國民であ  
るといへるであらうか。如何にも肩身狭いといふ氣持がする  
であらう。かう考へると、我等は國民として憲法や法律に遵つ  
て納税の義務を果すべきは當然のことである。むしろ自分か  
ら進んで國の仕事に要する費用を出さなくては氣がすまな  
いといふのが、日本人の氣象ではあるまいか。英國では稅務署  
から通知を受けた税額が、自分の計算した高よりも少い時に  
は、其の差額を名前をかくして大藏省に届ける習慣がある。大  
藏省では特に良心上納金といふ名目で之を受納れて、新聞紙  
上に發表することになつてゐるといふことである。

高修女二

租税は進んで納むべきものであるが、寄附金と違つてたゞ任意に出せばよいといふものではない。どんな税を課するか、又どんな率にするかは、法律で定めることになつてゐる。我等は法律のきめた通りに税を納めるのである。さうして法律は帝國議會で議決されるのであるから、税は決してむやみに取立てられるのではなく、我等國民が自身できめて納めるといつてよいのである。

我等國民は皆租税を分擔してゐる。法律で定められたいろいろの種類、租税は、國民が種々の職業に従事して、どの方面からか誰でも之を分擔することになつてゐる。國に出す税には、地租所得税、營業收益税、資本利子税などのやうに収入に應じて出す税がある。又相續税、登録税などのやうに財産を移轉す

る場合に出す税がある。これらの税を出さない人は國の税を負擔してゐないやうであるが、酒、清涼飲料、砂糖、織物などは其の製造者又は引取人が税を納め、其の金額はこれらの品物の直段に含めてあるので、それを消費する場合には間接に税を負擔してゐるといふわけになる。又關税といつて外國品を輸入する場合に出す税がある。國の税の外に府縣市町村に納める税がある。國税附加税、家屋税、戸數割などは地方税である。租税はきまつた手續に従つて納めなければならぬ。其の手續は税の種類によつて一様でないが、其の中で特に納税に關する申告を要するものは、必ず規定の届出をしなければならぬ。又納税の告知を受けたならば、其の納期日を違へず指定の場所に納むべきである。

もし納税者がかやうな手續を守らないで、納税の申告を怠つたり、又は納税の期限に後れて督促を受けたりすると、徴収に無益の手續がかゝり延いて公共の事業に溢滞を來すやうになる。まして納税を厭ひ、申告を偽つて脱税をはかり、或は納期に後れて滞納處分を受けるやうなことがあつては、國民の本分に背き、甚だしい恥辱であるばかりでなく、國家及び地方團體の經營上大いなる妨となる。愛國の道は、國家非常の場合にあるばかりではない。平時に於て我が市町村・府縣及び國の財政がどんな情態になつてゐるかを知り、常に納税の義務を尊重して、其の手續を誤らず、隣近所誘ひ合つて此の重大な義務を完全に果して、國家及び地方團體の隆昌を圖るのが、また大切な愛國の道である。

高修女二

高修女二

## 第二十二課 義勇奉公(其の一)

勅語に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と仰せられてある。義勇とは義にかなつた勇氣であつて、「公ニ奉シ」とは皇室國家のために力を盡くすの意である。もし一朝大事が起ることがあつたならば、身命を顧みず皇室國家のために力を盡くすべきは、我等の最も大きな務である。我が國が世界無比の國體を有し、光輝ある歴史をもつてゐることは、我等が既に學んだところである。我等臣民はどこまでも此の無比の國體を擁護し、此の光輝ある歴史を汚さないことを期しなければならぬ。此の心掛のない者は我が國の臣民たる資格がない者である。

世界の平和を重んじ、人類の幸福を進めるのは、早くから我が國の國是とするところであつて、それがために世界の文明諸國といろ／＼の條約を結んで國際平和を維持することに力を盡くしてゐる。しかし文明の進歩と共に國と國との關係が益々複雑となり、競争は次第に激しさを加へ、利害の一致を缺くことも免れないところから、いつ世界の平和が破れて、禍が我が國に及んで來るか測り知ることが出來ない。それ故、我等は常に事變に應ずる覺悟をもつてゐなければならぬ。

自國を防衛して其の獨立と治安を維持し、以て國威を宣揚し、國民を保護するのは、國家として絶対に必要なことである。其のために國家には軍備がなければならぬ。大日本帝國憲法第二十條に、日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ

高修女二

有スと定められ、又兵役法によつて、帝國臣民で滿十七歳から滿四十歳までの男子は、皆兵役に服する義務があるものと定められてある。國民として、天皇の統率せられる陸海軍に入つて國家防衛の事に當るのは、また大いなる名譽といふべきである。

高修女二

我等國民は日本帝國成立の分子であつて、共に國の存立と光榮を護る者である。古から我が國民は、事變に際しては其の身も家も顧みず祖國を防護するのを丈夫の事と考へ、其の忠義の精神は、榮譽の感情と共に祖先以來相傳はつて國民一般の氣風となつてゐる。古歌に

海行かば 水づく屍 山行かば 草むす屍 大君の  
邊にこそ死なめ 顧みはせじ



又

今日よりは顧みなくて大君の

醜の御楯と出でたつわれは

とあるを見ても、如何に我等の祖先に義勇奉公の志氣が盛であつたかを知ることが出来る。又幕末の志士大橋順藏が勤王の大義を唱へて囚れの身となり、ついでなくなつたが、其の妻まきは之を歎いて、

天がける魂の行方は九重の

御階のもとを猶やまもらん

と詠んだのは、眞に我が國の女子たるに恥ぢないものといふべきである。奈良時代平安時代には軍團等が設けられて、國內壯丁の兵役に堪へる者を探つたが、武家政治の世となつてか

高修女二

高修女二

ら、軍事は専ら武士が當ることとなつた。さうして明治六年になつて新に徴兵令が公布せられ、全國皆兵の古の制度に復したのである。我が國民たる者は常に志氣・身體を鍊磨し、一朝大事が起つたならば、身命を顧みず皇室國家のために力を盡くして、國民として此の大いなる務を全うすべきである。

第二十三課 義勇奉公(其の二)

一旦緩急ある場合に、身命を抛つて君國のために盡くすのは、陸海軍人たる者の本分であるが、義勇公に奉ずるのは、たゞ軍人ばかりの事と思つてはならない。軍人に如何程義勇奉公の念が盛であつても、國に資源が乏しく、且國民の協力を缺いたならば、君國擁護の實を擧げることがはむづかしい。軍備はもと

より國家防衛の根幹であるが、單に軍備だけでは不十分である。國家のあらゆる力を綜合して國の安全を圖らなければならぬ。これがためには國民一人残らず義勇奉公の精神に燃立つことが必要である。

明治三十七八年戰役の際、或地方では重要肥料の一つである滿洲大豆粕の輸入が殆ど杜絶し、其のために農家では非常な恐慌を來したことがある。そこで其の地方では綠肥栽培の方法を講じ、どの家でもせつせと之を實行し、なほ互に助け合つて耕作に勵んだ。其の結果、十分の肥料が得られ、作物の收穫に何等の支障がなかつたばかりか、却つて耕作地は増加し、又肥料を買ふために年々數百萬圓を消費してゐたのを節約することが出來た。

高修女二

高修女二

當時豫備兵等が出征したために、農家の壯丁は大いに其の數が減つたので、或地方の青年會の如きは、會員が申し合はせて出征者の留守宅に行つて農事の手傳をした。しかも晝食等のために其の家の人を煩はすまいとの用意から、殊更午前と午後とに交代することとした。なほ其の青年會では、同村の出征軍人を慰めるために、有志者から讀終つた新聞紙をもらひ受け、又別に同村の消息を印刷して、新聞紙の方は毎月五回、刷物の方は毎月一回それを戰場に送つた。又女子は繻帶を作つて陸海軍に寄贈する者、看護婦となつて傷病兵の救療に従事する者などが少くなかつた。或地方の婦人會は一同申し合はせて化粧品の使用を廢し、又普通の勞働時間外に各自仕事に努め、さうして得た金額を恤兵救護の費



用にあてた。或地方では有志の  
人が集つて蠶絲婦人會といふ會  
を組織し、共同して養蠶に従事し、  
好成绩を得て、其の収益の全部を  
恤兵部に獻納した。  
これらによつても、當時の國民が  
如何に義勇奉公の精神に燃えて  
ゐたかを察することが出来る。此  
の戦役に於て我が軍が連戦連勝  
して國威を發揚することが出来  
たのも、誠に當然である。  
歐洲大戰に於ても、交戦諸國の女

子は、男子に代つて或は耕作に努め、商工業に従事して生産の  
衰退を防ぎ、或は郵便物の配達をしたり、汽車、電車の事務を執  
つたりして運輸交通の便を助け、或は軍器、彈藥の製造、糧食の  
運搬等の事に當つて兵力の充實を圖つた。  
かやうにかよわい女子が慣れない仕事に當つて後援に努め  
ても、なほ交戦諸國はいろ／＼の方面に不足を生じ、國防に非  
常な不安を感じた。其の一二の主な例を挙げると、或は國民の  
食料の缺乏に苦しみ、或は海上運輸の船舶の不足に悩んだ。そ  
こで歐洲大戰の經驗によつて各國とも感じたことは、戦争を  
避けるためには、あらゆる手段を盡くして平和を圖らなけれ  
ばならないが、もし戦争の起つた場合は、軍隊の動員ばかりで  
は不十分である、國民の總動員を行ひ、國家の全能力を發揮し

て國家を防衛しなければならぬといふことであつた。これまで我が國に於ては、國の一大事に當つて戰場に立たない國民は、勤勉節約して戦費の負擔を引受け、出征軍人を慰藉し、其の家族を救護するなど、専ら軍人の後援に努めたが、今では後援といふよりはむしろ産業交通財政等國の平時の總べての實力を擧げて國家の防衛に當らなければならぬとなつた。我が國が如何に平和を愛し、正義を重んずるに熱心な國であるかは、これまで我が國が示した國際協調の精神によつても明らかである。戦争はもとより避くべきであるが、萬一戦争が起つて國の安危にかゝる場合には、國民は舉國一致して義勇公に奉じ、必ず戦に勝つて我が國體を擁護し、光輝ある歴史を汚さないやうにしなければならぬ。なほ義勇公に奉ずる

高修女二

高修女二

のは戦時ばかりのことではない。平時にあつても此の精神を以て各自の業に勵み、國家の隆昌を致すことを心掛くべきである。

明治天皇御製

敷島のやまと心のを、しきは

事あるときぞあらはれにける

## 第二十四課 皇運扶翼

勅語に「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられてあるのは「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」に至るまでの道をよく行つて、天地と共に窮ない皇位の御盛運を助け奉れとの御趣意である。

我が皇位の天壤てんじやうと共に窮ないことは、既に學んだやうに皇祖の神勅にお示しになつたところである。さうして我が大日本帝國は此の天壤無窮てんじやうむきゆうの皇位によつて存立するものであるから、我等臣民たる者は、皇位の益、お榮えになるやうに祈り、父母ニ孝ニこから、義勇公ニ奉シほうしまでの聖諭せいんを奉體して常に之を實踐じつじ躬行こうかうしなければならぬ。これ即ち遠く皇祖の神勅を奉體する所以ゆゑで我が國を永遠に榮えしめる道である。

聖旨を奉體して常に之を實踐躬行するとき、よく自己の人格を高め、一家の和合を致し、社會の幸福を來すことが出來、又國民の品位を高め、國力を充實し、國威を發揚し、延ひいては人類文化の向上に貢獻けんすることが出來るのである。かやうにして我等は皇運を扶翼し奉ることが出來る。我等大日本帝國臣民

高修女二

高修女二

たる者は、勅語にお示しになつてゐるところを服膺ふくようし、以て皇運扶翼の務を全うしなければならぬ。これ即ち最大の忠である。

明治天皇御製

昔より流たえせぬ五十鈴川

なほよろづ代もすまんとぞ思ふ

千早ぶる神のかためしわが國を

民と共に守らざらめや

## 第二十五課 忠孝一致

勅語に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられてある。是ノ

如キハ」とは「父母ニ孝ニ」から「皇運ヲ扶翼スヘシ」までを受けて仰せられた御言葉である。即ち「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの道を守つて天壤無窮の皇運を扶翼することは、天皇に對し奉りて忠良な臣民であるばかりでなく、又祖先の遺風を顯すものであつて、祖先に對して孝順な子孫であることをお諭しになつたのである。それ故、勅語にお示しになつた道をおうするのは、臣民としては君に忠であり、子孫としては父祖に孝であるものといふべきである。

楠木正行が父の教訓を守り、其の志を繼いで天皇の御爲に盡くしたことは、千古の美談であつて、我等の鑑とするところである。忠は實に我等の祖先が第一の本務として恪守したところである。大伴家持の詠んだ長歌の中に、

高修女二

高修女二

人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと

いひ繼げる

といひ、源雅頼は

子を思ふ道にぞいのるすべらぎに

仕ふる跡をたがへざらなん

と詠み、親は一筋に其の子が君に忠を盡くすやうにと念じ、それを以て自分に孝を盡くしてくれる最大のものとした。それ故、我が國の道徳では、君に忠を盡くせば孝はおのづから其中にあるといふべきである。

又我が國は國中が一大家族の趣を成してゐて、皇室は臣民の宗家であらせられる。臣民は祖先に對する敬愛の情を以て、宗家たる皇室を崇敬し奉るのである。さうして君臣は親子のや

うな關係であつて、天皇は臣民を子のやうにおいつくしみに  
なり、臣民は子が親に對するやうに天皇を敬慕し奉つてゐる。  
そこで忠と孝とは同じ心情であつて、忠孝はこゝに相一致す  
るのである。

忠孝は我が國道德の大本である。さうして忠を離れて孝は存  
しないのである。忠孝の一致は、實に我が優絶な國體に本づい  
て生まれて來た美風である。

人々は常に勅語の御趣意を奉體し、孝友和信から義勇奉公に  
至るまでの道を實行して誤ることがなかつたならば、よく皇  
運を扶翼して忠良な臣民となり、又祖先の遺風を顯彰して孝  
順な子孫となることが出来るのである。

## 第二十六課 斯の道

勅語に「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シ  
テ悖ラス」と仰せられてある。「斯ノ道」とは「父母ニ孝ニ」から「義勇  
公ニ奉シ」までをお指しになつたものである。「古今ニ通シテ謬  
ラス」とは、過去及び現在に通じて謬がないといふ意味である。  
又「中外ニ施シテ悖ラス」とは、國の内外を問はずどこで之を實  
行しても差支がないといふ意味である。

斯の道は勅語にお諭しになつてゐる通り、實に皇祖皇宗の御  
遺訓である。皇祖皇宗は御實行によつて斯の道の模範をお示  
しになり、又時々の詔勅等で御教訓をおのこしになつた。明治  
天皇の御製に、

あし原の瑞穂の國のよろづ代も

みだれぬ道は神ぞひらきし

傳へ來て國の寶となりけり

聖の御代のみことのりぶみ

と仰せられたのは此のことをお詠みになつたものである。以て斯の道の淵源するところが遠く、且極めて尊嚴なことがうかがはれる。

斯の道は、我が國體に本づいてゐて、公明正大、萬世に亘つて變らない眞理である。それ故、畏くも皇祖皇宗の御子孫は、常に臣民と共に斯の道をお守りになつてゐる。

我等臣民の祖先は、皇祖皇宗の御旨を奉體し、世々斯の道を實行して其の美を發揮して來た。我等も斯の道を恪守し、實踐躬

高修女二

高修女二

行して少しも怠らず、以て聖旨に副ひ奉ると共に祖先の志を全うし、且之を永遠に子孫に傳へなければならぬ。

一國の制度、風俗は、時勢に應じて多少の變動を免れず、又其の文物も日に月に進歩發達すべきであるから、過去に於て尊ばれたものでも、現在に於て其の價値を失ふものがないではない。しかし勅語にお示しになつてある道は、天地の公道であつて、いつの世でも變動しないことは、ちやうど日月の光明が古も今も變らないのと同様である。斯の道がよく古の世に行はれたことは、之を歴史に徴して明らかである。なほ勅語が下賜せられて以來、斯の道は一層明らかになり、其の實踐の効果が大きいに著れて、國運は益隆盛に赴いた。これによつても、斯の道は將來にもよく行はるべきものであることは、少しも疑を容





れないのである。

勅語の下賜せられた由來をたづねるに、明治維新の大業が成ると、我が國は歐米諸國と交際を親密にし、知識を世界に求めたので、西洋の文物は盛に輸入せられた。これがために人々は競つて新しい文物を習ひ、古きを棄てて新しきを迎へるのに忙しかつた。道德に關しても種々の説を生じ、學校で授ける徳教の方針がしばらく一定せず、國民もまた適從するところを知らないといふ情態であつた。畏くも明治天皇は深く臣民の教育に御軫念あそばされ、明治二十三年十月三十日、時の内閣總理大臣と文部大臣を宮中

にお召しになり、親しく此の勅語を下賜せられたのである。聖勅が一たび下ると、天日の密雲を披いて光明を放つやうに我が國に於ける教育の方針が定まり、國民もまた其の嚮ふところを一にすることが出來た。

忠孝の大義が我が國體に本づいて其の美を發揮したことは、他の國に其の類例を見ないのであるが、勅語にお示しになつてある道は、天理に順ひ、人情に本づくものであるから、世界中どこでも實行しても差支ないものである。世界中どの國民にしても、子の親に事へて孝行であり、兄弟姉妹仲よくするのを悪いとし、夫婦相和し、朋友相信するのをいけないとするものがあらうか。又恭儉博愛も、修學習業も、智能の啓發、徳器の成就も、公益を廣め世務を開くことも、國憲を重んじ國法に遵ふ

ことも義勇公に奉ずることも、たゞ我が國ばかりに行はるべきで外國には行はるべきではないといふ道理があらうか。斯の道が人の踐行ふべき大切な道であることに變りはない。勅語の聖旨は歐米諸國に傳はつて、かの國の識者もひとしく歎美してゐるところである。

斯の道が公明正大であつて古今に通じて謬らず中外に施して悖らないことは、以上の通りである。我等國民たる者は斯の道が皇祖皇宗の御遺訓であることを忘れず、又我等の祖先の遵守して怠らなかつた道であることを思つて、篤く信じ、力めて行ひ、以て優渥な聖旨に答へ奉らうと心掛くべきである。

明治天皇御製

開けゆくときにいよく仰がれぬ

高修女二

聖の御代のたかきをしへは

高修女二

第二十七課 君民一徳

勅語の終に、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられてある。拳々とは奉持の貌、服膺とは胸に着ける意味である。そこで「拳々服膺シ」とは両手で物を大切に持つて胸に着けるやうに遵奉することをいふのである。「徳ヲ一ニセン」とは皇祖皇宗の御遺訓を遵奉して皆其の徳を同じくしようとの聖意をお示しになつたものである。

勅語にお諭しになつた道は、皇祖皇宗の御遺訓であつて、我等の祖先が尊重奉體して其の實行に努めたものである。又斯の道は天地の公道であつて古今に通じて謬らず、中外に施して

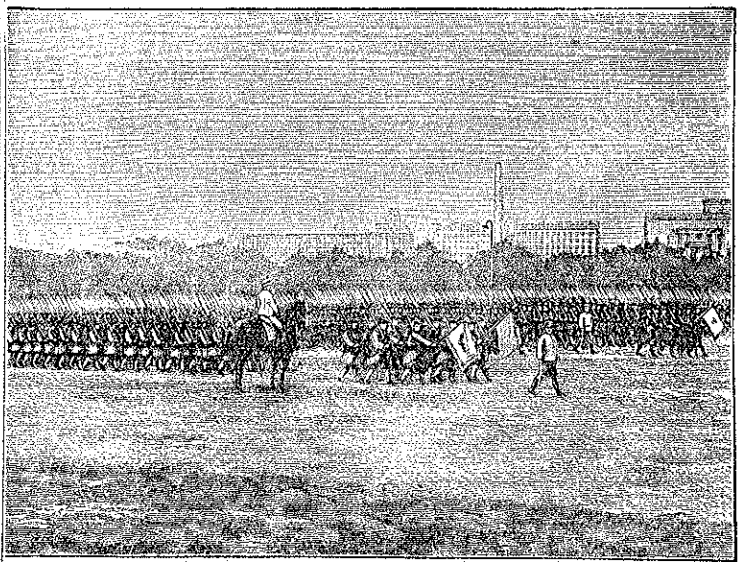
悖らないものである。我等はよく之を遵守して其の實行に努むべきである。更に又明治天皇が率先して斯の道を實踐躬行せられ、國民と共に其の徳を同じくしようとお望みになつたことは、誠に感激に堪へないところで、我等は誓つて斯の道を拳々服膺せずにはゐられないのである。國家の興隆を圖るには、國民が心を一にして事に當らなければならぬ。國民が心を一にするには、皆徳を一にすることが大切である。御歴代の天皇が身を正しうし道を行ひ、民を愛し教を垂れ、以て模範を萬世におのこしになり、臣民もまた心をあはせて道徳を重んじ、忠孝に勵んだことは、我等の既に學んだところである。我が國は實に君民一體となつて道徳を尊重する國柄である。

高修女二

高修女二

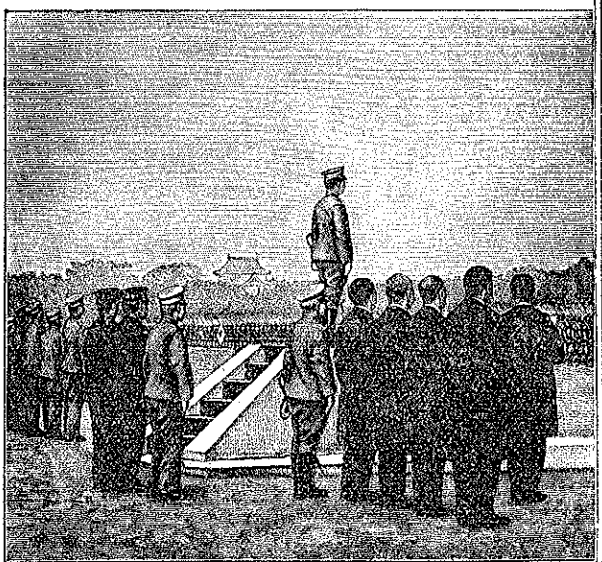
昭和三年十一月、天皇陛下御即位の禮を擧げさせられ、次いで大禮觀兵式、大禮特別觀艦式を行はせられたが、十二月十五日には宮城二重橋前廣場に於て、東京府並びに其の近縣の在郷軍人會員、大學専門學校中等學校、青年訓練所の學生及び生徒、青年團員等約八萬の青年を御親閱になつた。天皇陛下は御即位の御儀式のため、殆ど一箇月の間は日夜に亙つて少しの御暇もあらせられなかつたが、青年御親閱の願を特にお許しになり、其の上此の十五日には恆例の賢所御神樂の御儀があつて、夕刻から深夜にかけて極めて重要な御祭事を取り行はせられ、陛下の御寢になるのは夜半を過ぎさせられるとの御事であるにもかゝはらず、なるべく多くの青年の參加の希望をかなへさせられる思召から、青年に都合のよ

い此の日に行はせられることになつたのである。  
 當日となると、幾萬の青年が快晴  
 を祈つたかひもなく、空暗く、細雨  
 しとくくと降りそゞいだ。しかし  
 晴雨にかゝはらず御實施になる  
 といふことであつたから、青年は  
 雨をもものともせず、未明から二重  
 橋前廣場を指して集つて來た。玉  
 座は高さ約四尺の臺上に設けら  
 れ、最初は其の上を金色の菊花御  
 紋章の入つた天幕で蔽ひ、前面を  
 除く三方は、青白の幔幕を以て圍



高修女二

はれてあつた。しかるに陛下は朝  
 からの雨に打たれる多數の青年  
 の身を思ひやらせられて、畏くも  
 「朕のみ一人天幕の下にあるべき  
 でない」との思召から、臨御に先だ  
 ち三方の幔幕をはづし、天幕さへ  
 も取去らしめられ、玉座は雨に濡  
 れるにまかせられた。午後二時、  
 曉たる君が代の奏樂中に、陛下は  
 濡れたまゝの玉座に進ませられ、初は侍従の奉つた外套を召  
 させられたが、間もなく御親ら外套を脱いで侍従にお渡しにな  
 がつた。折から雨は小止みとなつたが、雲の往き來はなほ繁く、



高修女二

北西の風さへ加つていよく、寒さを増して來た。陛下は神々しく玉座に立たせられ、分列各集團に對し一々擧手の御答禮を賜はり、女子の奉唱する奉祝歌をきこしめさせられて、殆ど一時間半の間、寒風の吹きすさぶ中で、御身動きもあそばされず、いとも御熱心に御親閲あそばされたのである。

此の光榮に浴した八萬の青年が感激に満ちて三唱した萬歳の聲は、大内山にこだまして莊嚴なひびきを天地に傳へた。若き人々は當時の感想を記して次のやうに述べてゐる。

「號令も歩調も軍樂も聞えない。陪觀の人達も隣にある友達も何も見えない。天皇陛下と私だけの外、何ものも意識されなかつた。さうして御姿はしつかりと拜めたが、涙がぼろぼろと出て御顔の程はしかと拜し得なかつた。」

高修女二

高修女二

と言ひ、又

「青年と共に雨に濡れよう。」との思召の程を先生から傳へられた時は、目に熱い涙がにじみ出るのをとめることが出来なかつた。さうして分列の一步々々にありがたいと思ふ感激のひびきをこめて歩んだ。我等はよき御代に生まれ合せた。」

と言ひ、又

「寒風の吹きすさぶ中で、天幕も除かせられ外套も召されず、一時間半も直立不動、一々御答禮を賜はつた大御心の程、ただありがたさに涙がこぼれた。——我等は日本を背負つて起たなければならぬといふ覺悟を今更ながら強くした。」と言つた。

これらの青年の感想は、八萬の青年の感想を代表するものである。『青年と共に雨に濡れよう。』との思召こそ、民と苦樂を共にしようとの大御心である。君民一體となつて其の徳を一にしようとお望みになつた明治天皇の廣大深遠な聖旨は、其のまゝ今上天皇陛下の我等臣民にお望みになる大御心である。我等は日夕皇祖皇宗の御遺訓を服膺して斯の道を實踐し、忠孝の大義を以て一貫し、共々に心を一にして天壤無窮の皇運を扶翼し、益國家の興隆を圖ることに努めよう。

明治天皇御製

國の爲いよくはげめちよろづの

民もこゝろをひとつにはして

高等小學修身書卷二女生用終

高修女二

昭和八年十一月十三日翻刻印刷

昭和九年一月廿二日翻刻發行

高等小學修身書卷二女生用

定價金拾四錢

に

著作権所有

著作兼  
發行者

文  
部  
省

昭和八年十一月十三日  
文部省檢査濟

翻刻發行  
兼印刷者

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社  
代表者 石川正作

印刷所

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社工場

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

發行所

東京書籍株式會社